

1972

handbook
for students
of ochanomizu
university

お茶の水女子大学・学生便覧



140

150

160

20

目次

I 学則ならびに学内諸規程	
1 学則…1	
2 学部規程…8	
3 学部履修規程…12	
4 学科課程…15	
5 大学院規則…38	
6 学位規程…49	
7 専攻科規程…51	
8 臨海実験所規程(抄)…53	
9 食物化学研研究所規程(抄)…53	
10 学生準則…54	
11 学生委員会規程…58	
12 学寮委員会規程…60	
13 ヘルスセンター運営委員会規程…61	
II 大学事務機構図…64	
III 履修上の手続について…66	
IV 図書館の利用について…71	
V 学生生活関係	
1 厚生補導機構…73	
2 学生部…74	
3 補導委員…74	
4 顧問教官…75	
5 課外活動…75	
6 ヘルスセンター…79	
7 奨学金…85	
8 学資貸付金…88	
9 就職・アルバイト…88	
10 授業料免除等…90	
11 宿舍…93	
12 食堂…96	
13 学生証…100	
14 通学証明書・学割証…101	
15 在学証明書…102	
16 休学・退学・他大学への転学…102	
17 身上の異動について…104	
18 諸手続一覧…105	
VI 教育職員免許状について…106	
VII 志賀高原体育運動場施設…113	
附 1 校歌・学生歌…115	
2 大学主要建物・施設…119	
3 教室・研究室等案内図…120	



1. 学 則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

第 1 条 本学は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 節 構 成

第 2 条 本学に次の学部を置く。

文教育学部

理 学 部

家 政 学 部

第 2 条の 2 本学に大学院を置く。

大学院に関する規程は、別にこれを定める。

第 3 条 本学に附属図書館を置く。

附属図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 条 文教育学部に次の附属学校を置く。

附属学校に関する規程は、別にこれを定める。

I 学則ならびに学内諸規程

附属高等学校
附属中学校
附属小学校
附属幼稚園

第4条の2 理学部に臨海実験所を置く。

臨海実験所に関する規程は、別にこれを定める。

第4条の3 家政学部に食物化学研究施設を置く。

食物化学研究施設に関する規程は、別にこれを定める。

第3節 職員組織及び職務

第5条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第6条 職員の職務に関しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。

2 各学部長は、その学部に関する事項を掌理する。

3 附属図書館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

4 附属学校の長は、その附属学校に関する事項を掌理する。

第4節 会議

第7条 本学に評議会を置く。

評議会に関する規程は、別にこれを定める。

第8条 各学部に教授会を置く。

教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第9条 本学に委員会を置くことができる。

各委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、課程及び履修方法

第10条 各学部修業年限は、4年とする。

在学期間は、8年を超えることができない。

第11条 本学の学科課程は、一般教育課程、外国語課程、専門課程及び保健体育とし、学科目及びその単位数は、各学部規程の定めるところによる。

第12条 学生は、在学中に次の単位を修得しなければならない。

一般教育科目36単位以上、外国語科目8単位以上、専門科目76単位以上、保健体育科目4単位以上、合計124単位以上

第13条 教育職員免許状を取得するためには、前条単位の履修にあたり、免許法規の規定する方法により教職科目を選択修得しなければならない。

第14条 履修方法、単位の修得、試験等に関する細則は、各学部履修規程の定めるところによる。

第2節 卒業及び学士称号

第15条 学部に4年以上在学し、定められた科目及び

単位数を履修した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。

2 転学者及び編入学者の学業については、別にこれを定める。

第16条 卒業者は、次の区別に従って学士と称することができる。

文教育学部 文学士又は教育学士

理 学 部 理学士

家 政 学 部 家政学士

第3節 学年、学期及び休業日

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第18条 学年を分けて次の二学期とする。

前 学 期 4月1日より10月20日まで

後 学 期 10月21日より翌年3月31日まで

第19条 学年中の定期休業日を次の通りとする。

1 国民の祝日

2 創立記念日 11月29日

3 日 曜 日

4 春季休業 4月1日より4月7日まで

5 夏季休業 7月11日より9月10日まで

6 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで

第4節 入学、退学、休学、転学及び編入学

第20条 入学の時期は、毎学年の始めより30日以内とする。

第21条 入学資格は、学校教育法第56条及び学校教育法施行規則第69条の規定により、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

1 高等学校を卒業した者

2 通常の課程による12年の学校教育を終了した者又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者

3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

4 文部大臣の指定した者

5 その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第22条 入学者は、入学志望者について学科試験及び身体検査その他の成績により選考の学長がこれを許可する。

第23条 次の各号の一に該当する者は、前3条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

1 一学部を卒えた者で更に他の学部又は同一学部の

他の学科に入学を志願する者

- 2 退学した者で更に同一の学部に入學を志願する者
3 他の大学の学部を卒えた者

第 24 条 入學を許可された者は、別に定めるところにより宣誓をしなければならない。理由なくして宣誓しないものは入學を取り消す。

第 25 条 退學を希望する者は、その理由を具して学長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第 26 条 一度退學したものゝ再入學を願ひ出た場合は審査の上これを許可することがある。

第 27 条 次の各号の一に該当するときは、学長は論旨退學をさせ又は除籍することができる。

- 1 正当な理由がなくして出席が常でない者
- 2 病気その他の理由によって成業の見込がないと認められた者
- 3 許可がなくして授業料を怠納し、又は延期期限が経過してもこれを納めない者

第 28 条 病気その他の事由により引き続き2か月以上修學することができないときは、事由を具して学長に願ひ出てその許可を得て休學することができる。

2 休學の期間は、その学年末までとする。但し、特別の事情があるときは引き続き休學を願ひ出ることがで

きる。

- 3 休學は、通算して4年を超えてはならない。
- 4 休學期間は、在學期間に数えない。
- 5 休學期間中にその事由がやんだときは、学長の許可を得て出席することができる。

第 29 条 他の大学から本學に転學を志望する者があるときは、取容量のある限り審査の上入學させることができる。

2 前項の場合入學願書には、現に在學する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第 30 条 本學から他の大学に転學しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

第 31 条 編入學を志願するものがあるときは、第29条を準用する。

第 5 節 検定料、入學料、授業料及び寄宿料

第 32 条 入學を志願する者は、入學願書に添えて検定料 3,000円を納めなければならない。

第 33 条 入學料は、4,000円とし、指定の期日までに納めなければならない。入學料を納めない者は、入學許可を取り消す。

第 34 条 授業料は、年額12,000円とし、次の2期に分

けて納めなければならない。

第 1 期 6,000円 4月中

第 2 期 6,000円 10月中

第 35 条 寄宿料は、月額100円(鉄筋コンクリート造の学寮にあっては月額300円)とし、毎月その月の20日までに納めなければならない。

第 36 条 退學の許可を得た者の授業料は、その者が在學していた期までの分を納めなければならない。

第 37 条 一度納めた検定料、入學料、授業料及び寄宿料は、どのような場合でもこれを返さない。

第 38 条 授業料を2期に納めることが困難な者に対しては、本人の願ひ出により、学長はその徴収を猶予し又は分納を許可することがある。

徴収の猶予又は分納に関する規程は、別にこれを定める。

第 39 条 学費の支弁が極めて困難なため授業料の免除を受けようとする者があるときは、学長はこれを免除することがある。

免除に関する規程は、別にこれを定める。

第 40 条 休學の許可を得た者の授業料は、月割計算により休學当月の翌月から復學当月の前月までの分を免除する。

第 41 条 停學を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第 6 節 専攻科課程

第 42 条 本學に文教育学専攻科を置く。

専攻科に関する規程は、別にこれを定める。

第 7 節 聴講生、委託生、研究生、私学研修員、公立大学研修員、受託研究生及び外国人特別学生

第 43 条 本學の定める課程の一部を選んで聴講しようとする者があるときは、学生の學習を妨げない場合に限り、選考の上聴講生として入學を許可することができる。

第 44 条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは、学生の學習を妨げない場合に限り、選考の上委託生として入學を許可することがある。

第 45 条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上研究生として入學を許可することがある。

第 45 条の2 私立学校または公立大学の教職員について、所定の手続きを得て研修員の申し出があるときは、選考の上私学研修員または公立大学研修員として受入

れを許可することがある。

第 45 条の3 民間会社等から現職技術者が特定事項に関する研究に従事することについて委託受入の申込があるときは、選考の上受託研究員として受入れを許可することがある。

第 46 条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上外国人特別学生として入学を許可することがある。

第 47 条 聴講生、委託生、研究生、私学研修員、公立大学研修員、受託研究員及び外国人特別学生に関する規定は、別にこれを定める。

第 8 節 公開講座及び通信教育

第 48 条 公開講座及び通信教育は、社会人の教養を高めるため適時これを行なう。

公開講座及び通信教育に関する規程は、別にこれを定める。

第 9 節 賞 罰

第 49 条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、教授会の議を経て学長は、これを表彰することがある。

第 50 条 学生が学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反したときは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒

する。

懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

第 51 条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたとき、学生委員会の議を経て学長が団体の活動の制限停止または解散を命ずることができる。

2 前項の学生準則は、別にこれを定める。

第 52 条 前 2 条の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申し出があったときは、評議会の議を経て学長は適当な措置をすることができる。

第 10 節 厚生保健ならびに課外活動施設

第 53 条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。

寄宿舎に関する規定は、別にこれを定める。

第 54 条 本学にヘルスセンターを附設し、学生および職員の心身の保健に資する。

ヘルスセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第 55 条 本学に学生会館を附設する。

学生会館に関する規程は、別に定める。

附 則

1 この改正は、昭和25年12月20日よりこれを施行する

2 削 除

3 削 除

4 この改正は、昭和26年5月21日よりこれを施行する。

5 昭和26年度以前の入学者に対する第11条ないし第13条の適用は、新旧規程を勘案して適宜これを定める。

6 第34条に定める授業料は、昭和26年以前の入学者に対してはなお従前の額による。

7 この改正は、昭和27年10月8日よりこれを施行し、4月1日より適用する。

8 この改正は、昭和28年4月15日より施行する。

9 この改正は、昭和29年12月22日より施行する。

10 この改正は、昭和31年4月1日より施行する。

11 この改正は、昭和33年5月25日より施行する。

12 この改正は、昭和35年4月10日より施行する。

13 この改正は、昭和36年3月8日より施行する。

附 則 (昭和38年4月評議会決定)

1 この改正は、昭和38年4月1日から施行する。

2 第34条に定める授業料は、昭和37年度以前の入学者に対しては、なお従前の額による。

3 昭和38年4月1日以後、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の存学者に係る額と同額とする。

附 則 (昭和39年4月評議会決定)

この改正は、昭和39年4月22日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年12月評議会決定)

この改正は、昭和39年12月23日から施行する。

附 則 (昭和41年4月評議会決定)

1 この改正は、昭和41年4月6日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

2 第32条の改正規定は、昭和42年度以降入学する者の選抜から適用する。

附 則 (昭和41年9月評議会決定)

この改正は、昭和41年9月21日から施行する。

附 則 (昭和45年5月評議会決定)

この改正は、昭和45年5月13日から施行する。

附 則 (昭和46年3月評議会決定)

この改正は、昭和46年3月4日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

2. 学部規程

文教育学部規程

第1節 学科・講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

哲学科

- 第1講座 哲学
- 第2講座 倫理学
- 第3講座 美学
- 第4講座 社会哲学

史学科

- 第1講座 日本古代中世史学
- 第2講座 日本近世近代史学
- 第3講座 東洋史学
- 第4講座 西洋史学

地理学科

- 第1講座 人文地理学
- 第2講座 自然地理学
- 第3講座 地誌学

文学科

国文学・国語学専攻

- 第1講座 古代国文学
- 第2講座 近代国文学
- 第3講座 現代国文学
- 第4講座 国語学

中国文学・中国語学専攻

- 第1講座 中国文学
- 第2講座 中国語学

英文学・英語学専攻

- 第1講座 英文学
- 第2講座 米文学
- 第3講座 英語学

独文学・独語

仏文学・仏語

教育学科

教育学専攻

- 第1講座 教育学・教育史
- 第2講座 教育心理学
- 第3講座 発達心理学
- 第4講座 視聴覚教育

第3条 本学部における学科課程は、別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

理学部規程

第1節 学科・講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

数学科

- 第1講座 古典解析学
- 第2講座 近代解析学
- 第3講座 代数学
- 第4講座 幾何学
- 第5講座 応用数学

物理学科

- 第1講座 力学
- 第2講座 電磁気学
- 第3講座 量子力学
- 第4講座 核物理学
- 第5講座 物性物理学

化学科

- 第1講座 物理化学

- 第5講座 教育社会学・教育行政
 - 第6講座 教育課程・教育方法
- 表現体育学専攻
- 第1講座 運動心理学
 - 第2講座 運動生理学
 - 第3講座 舞踊教育学
- 音楽教育学専攻
- 第1講座 音楽学
 - 第2講座 音楽教育学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
哲学科	20名	80名
史学科	20名	80名
地理学科	15名	60名
文学科	70名	280名

(国文学・国語学専攻30名、中国文学・中国語学専攻10名、英文学・英語学専攻30名)

教育学科 55名 220名

(教育学専攻28名、表現体育学専攻15名、音楽教育学専攻12名)

計 180名 720名

第2節 学科課程及び履修単位

- 第2講座 無機化学
 第3講座 有機化学
 第4講座 生物化学
 第5講座 分析化学

生物学科

- 第1講座 動物形態学
 第2講座 動物生理学
 第3講座 植物形態学
 第4講座 植物生理学
 第5講座 遺伝学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
数学科	20名	80名
物理学科	20名	80名
化学科	20名	80名
生物学科	20名	80名
計	80名	320名

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は、別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

家政学部規程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

児童学科

- 第1講座 児童教養
 第2講座 児童保健
 第3講座 児童福祉
 第4講座 幼児保育

食物学科

- 第1講座 栄養学
 第2講座 食品学
 第3講座 調理学

被服学科

- 第1講座 被服材料学
 第2講座 被服整理・染色化学
 第3講座 被服構成学
 第4講座 被服美学

家庭経営学科

- 第1講座 家政学原論
 第2講座 家庭経済学

第3講座 家族関係学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
児童学科	30名	120名
食物学科	25名	100名
被服学科	30名	120名
家庭経営学科	25名	100名
家庭科教員養成課程	10名	40名
計	120名	480名

第2節 学科課程及び履修単位

第3条 本学部における学科課程は、別に示す。

第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

附則

- この改正は、昭和25年12月20日よりこれを施行する。
- この改正は、昭和29年4月1日よりこれを施行する。
- この改正は、昭和36年10月25日よりこれを施行する。

附則 (昭和40年7月評議会決定)

この改正は、昭和40年4月1日から適用する。

附則 (昭和41年1月評議会決定)

この改正は、昭和41年4月6日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附則 (昭和42年2月評議会決定)

この改正は、昭和42年2月27日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附則 (昭和42年10月評議会決定)

この改正は、昭和42年10月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附則 (昭和43年3月評議会決定)

この改正は、昭和43年3月27日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附則

この改正は、昭和44年5月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附則 (昭和45年6月24日評議会決定)

この改正は、昭和45年6月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和44年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 学部履修規程

学科課程・学科目・単位

- 第 1 条 授業科目を分けて一般教育科目，基礎教育科目，外国語科目，保健体育科目及び専門教育科目とする。別に教育職員免許状取得のための教職教育科目をおく。
- 第 2 条 一般教育科目は，人文・社会・自然の3分野及び総合科目に分けられる。
- 第 3 条 基礎教育科目は，それぞれの学部の専攻の基礎となり，一般教育に関連のある授業科目であって，その細則は別に定める。
- 第 4 条 外国語科目は，英語，ドイツ語，フランス語，ロシア語及び中国語であって，必修科目又は選択科目として指定される。
- 第 5 条 保健体育科目は必修とする。
- 第 6 条 専門教育科目は，各学科又はそれに準ずる専攻別において，さらに専攻科目及び関連科目に分けられる。
- 第 7 条 専攻科目は必修科目又は選択科目として指定される。
- 第 8 条 関連科目は，専攻科目の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって，同じく必修科目又は選択科目として指定される。
- 第 9 条 自由選択科目は，基礎教育科目，外国語科目，専門教育科目及び教職教育科目の中から選択して履修する。
- 第 10 条 教育職員免許状の取得を希望するものは，必要な教職教育科目を履修しなければならない。（「教育職員免許状について」106頁参照）
- 第 11 条 各学科の課程を修了した学生には，単位が与えられる。
各学科目に対する単位は，次の基準に従って定められる。
- | | | |
|-------|-----------|-----|
| 講義 | 毎週1時間15週を | 1単位 |
| 演習 | 毎週2時間15週を | 1単位 |
| 実験・実習 | 毎週3時間15週を | 1単位 |
- 卒業論文・特別研究（又はそれに準ずるもの）・校外実習・教育実習等は，別に定める基準による。
- 第 12 条 各学部における学科目の種類及び単位数は，別表「学科課程」のとおりである。（15頁参照）
- 第 13 条 卒業するためには，別表に従って学科目を履修し，その単位数が124以上でなければならない。

学科別	科目別					合計	
	一般教育科目 <small>基礎教育科目を含む</small>	外国語科目	保健体育科目	専門教育科目 <small>(基礎教育科目を含む) 専攻科目および関連科目</small>	自由選択科目		
哲 学 科	36	8	4	60	16	124	
史 学 科	36	8	4	52	24	124	
地 理 学 科	36	8	4	60	16	124	
文 学 科	国文学・国語学専攻	36	8	4	60	16	124
	中国文学・中国語学専攻	36	8	4	56	20	124
	英文学・英語学専攻	36	8	4	56	20	124
教育学科	教育学専攻	36	8	4	58	18	124
	表現体育学専攻	36	8	4	58	18	124
	音楽教育学専攻	36	8	4	58	18	124
数 学 科	36	8	4	56	20	124	
物 理 学 科	36	8	4	56	20	124	
化 学 科	36	8	4	50	26	124	
生 物 学 科	36	8	4	56	20	124	
児 童 学 科	36	8	4	56	20	124	
食 物 学 科	36	8	4	56	20	124	
被 服 学 科	36	8	4	56	20	124	
家 庭 経 営 学 科	36	8	4	56	20	124	

第 14 条 一般教育科目は人文・社会・自然の3分野について，それぞれ8単位以上，全体として36単位以上を選択履修しなければならない。総合科目も全体としての36単位に算入することができる。

第 15 条 一般教育科目について履修すべき単位数のうち12単位までを，基礎教育科目，外国語科目，又は専門教育科目についての単位で代えることができる。ただし外国語科目及び専門教育科目について代えることのできる単位数は，それぞれ4単位までとする。

履修科目の届出

第 16 条 学生は，履修しようとする科目をそれぞれその開講の始めに学部事務部へ届け出て，担当教官の許可を得なければならない。届出の手續・期間は，別に定める。履修科目を取消しようとするものは，別に定める期間内に届け出なければならない。

第 17 条 学生がある科目について，聴講のみを希望する場合は，担当教官の許可を得なければならない。

成績評価・試験

第 18 条 成績の評価は，その科目を修了したときに行なう。ただし，1年を越えて連続する科目にあっては，少なくとも1年毎に成績の評価を行なう。

第 19 条 評価は，原則として試験（論文・報告等を含

む)、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。
定期試験は、各学期毎に行なうのを原則とする。

第 20 条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種類とする。
A・B・Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

学生の取得した単位は、その評価とともに記録にとどめる。

第 21 条 病気その他正当な理由で試験を受けることができなかつたものに対しては、別に定める手続きによって追試験を行なうことができる。

追試験を受けようとするものは、追試験願を学部事務部へ提出しなければならない。

附 則

この改正は、昭和36年10月25日から施行する。

附 則 (昭和40年7月評議会決定)

この改正は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年6月評議会決定)

この改正は、昭和42年6月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年10月評議会決定)

この改正は、昭和42年10月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年1月評議会決定)

この改正は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年6月24日評議会決定)

この改正は、昭和45年6月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和44年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和46年3月評議会決定)

この改正は、昭和46年3月4日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年1月評議会決定)

この改正は、昭和47年1月12日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

4. 学 科 課 程

(下記表中、備考欄のローマ数字は、
適当と思われる履修年次を示したもの)

◎ A 一般教育科目・基礎教育科目・外国語科目
目および保健体育科目

科 目	単 位	備 考
a 一般教育科目	36	
人 文		下記科目から8単位以上
哲 学	4	
倫 理 学	2	
論 理 学	2	
心 理 学	4	
宗 教 学	4	
文 学 I	4	
文 学 II	4	
国 語	4	
芸 術 学	4	
音 楽	4	

社 会		下記科目から8単位以上	
{ 法 学	その I	4	(日本国憲法総論2、各論2)
	その II	4	(民法を主とするもの)
政 治 学		4	
経 済 学		4	
社 会 学		4	
歴 史 学		4	
文 化 人 類 学		2	
地 理 学		4	
家 政 学		2	

自 然		下記科目から8単位以上	
数 学		4	
物 理 学		4	
化 学		4	
生 物 学 A		2	
生 物 学 B		2	
地 学 { 天 文 気 象 地 質 地 理 学		2	
		2	

総 合 科 目

b 基礎教育科目

基礎数学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
同	E	2
基礎物理学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
基礎物理学実験		1
基礎化学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
基礎生物学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2

c 外国語科目

8 下記科目から1か国語必修

英語	語	
ドイツ語	語	
フランス語	語	
ロシア語	語	
中国語	語	

d 保健体育科目

4

◎B 専門科目

a 専攻科目・関連科目

文教育学部

哲学科

第1講座	哲学
第2講座	倫理学
第3講座	美学
第4講座	社会哲学

哲学専攻

●専攻科目(必修)	24
哲学概論	4
倫理学概論	4
美学概論	4
社会哲学概論	4
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択必修)	28
西洋古代中世哲学史	4
西洋近代哲学史	4
哲学特殊講義 I	4
同 II	4
同 III	4
哲学講義演習 I	4
同 II	4

この中から2科目選択

この中から3科目選択

哲学講義演習 III	4
同 IV	4
●専攻科目(選択)	8
倫理思想史	4
美術思想史	4
社会思想史	4
ギリシャ語	4
ラテン語	4

●自由選択科目	16
総計	84

倫理学専攻

●専攻科目(必修)	24
(科目は哲学専攻と同じ)	
●専攻科目(選択必修)	28
東洋倫理思想史	4
西洋倫理思想史	4
日本倫理思想史	4
倫理学特殊講義 I	4
同 II	4
同 III	4
倫理学講義演習 I	4
同 II	4
同 III	4
●専攻科目(選択)	8

この中から2科目選択

この中から2科目選択

西洋哲学史	4
美術思想史	4
社会思想史	4
ギリシャ語	4
ラテン語	4

●自由選択科目	16
総計	84

美学専攻

●専攻科目(必修)	24
(科目は哲学専攻と同じ)	
●専攻科目(選択必修)	28
西洋美術史	4
西洋美術史	4
美学・美術史特殊講義 I	4
同 II	4
同 III	4
同 IV	4
美学・美術史講義演習 I	4
同 II	4
同 III	4
●専攻科目(選択)	8
西洋哲学史	4
倫理思想史	4
社会思想史	4

この中から3科目選択

この中から2科目選択

音楽美学	4
●自由選択科目	16
総計	84
社会哲学専攻	
●専攻科目(必修)	24
(科目は哲学専攻と同じ)	
●専攻科目(選択必修)	28
社会哲学特殊講義 I	4
同 II	4
同 III	4
同 IV	4
社会哲学講義演習 I	4
同 II	4
同 III	4
社会思想史	4
社会調査	4
●専攻科目(選択)	8
西洋哲学史	4
経済理論	4
政治理論	4
法社会学	4
●自由選択科目	16
総計	84

この中から3科目選択

この中から2科目選択

史学科

第1講座	日本古代中世史学
第2講座	日本近世近代史学
第3講座	東洋史学
第4講座	西洋史学
●専攻科目(必修)	24
史学概論	4
日本史概説	4
東洋史概説	4
西洋史概説	4
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択)	28
日本史史料講読	2
東洋史 "	2
西洋史 "	2
日本史特殊講義(A)	4
同 (B)	4
同 (C)	4
東洋史特殊講義(A)	4
同 (B)	4
同 (C)	4
西洋史特殊講義(A)	4
同 (B)	4
同 (C)	4
日本史学演習(A)	2
同 (B)	2
同 (C)	2

東洋史学演習(A)	2
同 (B)	2
同 (C)	2
西洋史学演習(A)	2
同 (B)	2
同 (C)	2
古文書学	4
考古学通論	4
史蹟調査	4
●自由選択科目	24

(注意)

- (1) 日本史史料講読、東洋史史料講読、西洋史史料講読のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。
- (2) 日本史学専攻のものは、日本史学演習(A)、(B)、(C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。
- (3) 東洋史学専攻のものは、東洋史学演習(A)、(B)、(C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。
- (4) 西洋史学専攻のものは、西洋史学演習(A)、(B)、(C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。

地理学科

第1講座	人文地理学
第2講座	自然地理学
第3講座	地誌学
●専攻科目(必修)	40
地理学概論 IV	2
地理学概説 I	2
経済地理学 I	4

集落地理学	2
地形学	4
気候学 I	4
地図学講義演習	4
日本地誌 I	4
地理学演習 IV	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択必修)	10
外国地誌 I	4
同 II	4
同 III	4
地理学演習 I	2
同 II	2
同 III	2
地理学巡検	4
●専攻科目(選択)	10
政治地理学	2
歴史地理学	2
経済地理学 II	2
都市地理学	2
交通地理学	2
陸水海洋学	2
土壌地理学	2
植物地理学	2
気候学 II	2
写真地理学	2

この中から4

この中から4

この中から2

(関連科目「選択」も含めて)

日 本 地 誌	II	2
外 国 地 誌	I	4
同	II	4
同	III	4
地 理 学 演 習	I	2
同	II	2
同	III	2
自 然 地 理 学 実 験		2
地 理 調 査 法	I	2
同	II	2
地 理 学 特 殊 講 義	I	2
同	II	2
同	III	2
地 理 学 巡 検		4
● 関 連 科 目 (選 択)		10
経 済 史		4
社 会 調 査		4
日 本 史 概 説		4
東 洋 史 概 説		4
西 洋 史 概 説		4
考 古 学 通 論		4
気 象 学		2
地 球 物 理 学		2
地 球 化 学		2
植 物 生 態 学		2
● 自 由 選 択 科 目		16

文 学 科 国文学・国語学専攻

第 1 講 座	古代国文学
第 2 講 座	近代国文学
第 3 講 座	現代国文学
第 4 講 座	国 語 学

● 専攻科目 (必修)		32
上古中古日本文学史		4
中世日本文学史		4
近世日本文学史		4
近代日本文学史		4
国 語 学 概 論		4
国 語 法 概 説		4
卒 業 論 文 作 成		8
● 専攻科目 (選択)		24
国文学講義講読(1)		4
同 (2)		4
同 (3)		4
同 (4)		4
同 (5)		4
国文学講義演習(1)		4
同 (2)		4
同 (3)		4
同 (4)		4
同 (5)		4
国文学特殊講義(1)		4
同 (2)		4
同 (3)		4

(専攻科目「選択」も含めて)

国文学特殊講義(4)	4
同 (5)	4
国 語 史 概 説	4
国 語 表 現 法	4
国語学講義演習(1)	4
同 (2)	4
国語学特殊講義(1)	4
同 (2)	4
● 関連科目 (選択)	4
中国文学概説	4
中国文学講義講読	4
中国文学史	4
日本史概説	4
英文学概論	4
● 自由選択科目	16

文 学 科 中国文学・中国語学専攻

第 1 講 座	中国文学
第 2 講 座	中国語学
● 専攻科目 (必修)	30
中国文芸思想史	4
中国語学演習 A	2
同 B	2
同 C	2

中国文学講義演習	4
中国文学史 I	4
同 II	4
卒 業 論 文 作 成	8
● 専攻科目 (選択)	18
中国文学講義講読	4
中国語学演習	4
中国語学演習	2
中国文学講義講読	4
中国語学講義講読	4
中国語学特講	2
中国文学講義講読	4
中国文学特講	4
中国文学演習	2
中国語学概論	4
● 関連科目 (選択)	8
国文学, 国語学, 言語学, 東洋史学専攻科目中から選択	
● 自由選択科目	20

文 学 科 英文学・英語学専攻

Table of English Literature and English Language courses. Includes '専攻科目(必修)' (40 units) and '専攻科目(選択)' (12 units).

Table of English Literature special courses (III, IV, I, II) and English Conversation Practice (I, II).

Table of related courses (選択) including Linguistics, Grammar, and English Literature.

Table of free choice courses (自由選択科目) and Education Department Education Specialization courses (1-6).

Table of required courses (必修) for the Education Department, including Education Theory, History, and Psychology.

Table of Education Department courses including Developmental Psychology, Educational Sociology, and School Education Theory.

Table of Education Department specialization courses (A and B) including Educational Philosophy, Educational Psychology, and Educational Administration.

Table of Education Department specialization courses (B) including Educational Psychology, Educational Psychology Theory, and Educational Psychology Practice.

Table of Education Department special courses including Visual/Auditory Education, Educational Psychology Practice, and Educational Measurement.

Table of free choice courses (選択) for the Education Department, including Education Specialization (I-VI) and Educational Psychology (I-VI).

Table of Education Department Performance Physical Education Specialization courses (1-3).

Table of required courses (必修) for the Education Department, including Physical Education Principles.

(体育史遊戯論を含む)	
体育社会学	2
(舞踊社会学を含む)	
舞踊原論	4
(舞踊史を含む)	
体育概論	2
舞踊方法論	2
運動学実習 I	2
同 II	2
舞踊学実習 I	2
同 II	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択必修)	8
運動学実習 III	2
同 IV	2
舞踊学実習 III	2
同 IV	2
●専攻科目(選択)	16
体育心理学	4
生理解学	2
舞踊教育学	2
運動学特講	2
(体力論, 運動学学習論, トレーニング論)	
ソルフェージュ I	2
同 II	2
運動学演習 I	2

運動学演習 II	2
運動学実験 I	2
同 II	2
運動美学	2
運動傷害と救急看護	2
学校・保健・保健学	4
●関連科目(必修)	4
教育学概論	4
●自由選択科目	18

教育学科 音楽教育学専攻
第1講座 音楽学
第2講座 音楽教育学

●専攻科目(必修)	38
ピアノ I	2
同 II	2
同 楽 I	2
同 II	2
ソルフェージュ I	2
同 II	2
同 声法 I	2
同 II	2
対位法	2
西洋音楽史概説	4
音楽教育史概説	4
音楽学演習	1

音楽教育学演習	1
音楽形式法	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択)	16
ピアノ III	2
同 IV	1
同 楽 III	2
同 IV	1
同 合唱 I	4
同 奏 I	4
指揮法 I	2
音楽教育学原理	2
音楽美学	2
音楽教育心理学	2
音楽美学特講 I	2
音楽史特講 I	2
同 II	2
音楽理論特講 I	2
同 II	2
音楽教育学特講 I	2
同 II	2
日本音楽史	2
東洋音楽史	2
音楽民族学	2
音楽心理学	2
音楽心響学	2
音楽声理学	2

ピアノ V	1
声乐 V	1
合唱 II	1
合奏 II	1
指揮法 II	1

●関連科目(必修)	4
教育学概論	4

●自由選択科目	18
---------	----

学部共通科目

※1 法学特講 I	4
※2 同 II	4
※3 政治学特講	4
※4 経済学特講 I	4
※5 同 II	4
※6 社会学特講 I	4
※7 同 II	4
言語学概論	4
ギリシャ語	4
ラテン語	4
独文学演習	2
仏文学演習	2

註 前記※印の科目は、教職課程における免許教科「社会」での教科に関する専門科目のうち下記の科目に相当する。

- ※1……法律学
- ※2……法律学又は社会学
- ※3……法律学又は政治学
- ※4……経済学
- ※5……"
- ※6……社会学
- ※7……"

— 理学部 —

●基礎教育科目			
基礎数学	A	2	
同	B	2	
同	C	2	
同	D	2	
同	E	2	
基礎物理学			
同	A	2	
同	B	2	
同	C	2	
同	D	2	
基礎化学			
同	A	2	
同	B	2	
同	C	2	
同	D	2	
基礎生物学			
同	A	2	
同	B	2	
同	C	2	
同	D	2	
●理学部共通科目			
天文学		2	
地球物理学		2	
気象学		2	
高層物理学		2	
電子計算機		2	
物理学基礎実験		1	
化学基礎実験		1	
生物学基礎実験		1	

数学科

第1講座	古典解析学	代数学 II	2	(II)
第2講座	代数学	代数学 II 演習	1	(II)
第3講座	幾何学	代数学 III	2	(III)
第4講座	幾何学	幾何学 I	2	(I)
第5講座	幾何学	幾何学 I 演習	1	(I)
		幾何学 II	2	(II)
		幾何学 II 演習	1	(II)
		位相空間論	2	(II)
		関数論 I	2	(III)
		微分方程式論 I	2	(III)
		数学講究	6	(IV)
●基礎教育科目				
基礎物理学	A	2		
同	B	2		
同	C	2		
同	D	2		
基礎化学	A	2		
同	B	2		
同	C	2		
同	D	2		
基礎生物学	A	2		
同	B	2		
同	C	2		
同	D	2		
●専攻科目(必修)				
集合論		2	(I)	
集合論演習		1	(I)	
微積分学 I		4	(I)	
微積分学 I 演習		2	(I)	
微積分学 II		4	(II)	
微積分学 II 演習		2	(II)	
代数学 I		2	(I)	
代数学 I 演習		1	(I)	
●専攻科目(選択)				
統計学		2	(I, II)	
位相空間論演習		1	(II)	
代数学 III 演習		1	(III)	
関数論 I 演習		1	(III)	
微分方程式論 I 演習		1	(III)	
数理統計学		2	(III, IV)	
関数論 II		2	(III, IV)	
実関数論		2	(III, IV)	
微分方程式論 II		2	(III, IV)	
位相幾何学		2	(III, IV)	
微分幾何学		2	(III, IV)	
代数学 A		2	(III, IV)	
同 B		2	(III, IV)	
確率論		2	(III, IV)	
応用解析学		2	(III, IV)	

数学特殊講義
物理学科の諸科目

- 関連科目 (選択) 4 物理学科の科目中から選択
- 自選選択科目 20

物理学科

第1講座	力学	学
第2講座	電磁気学	学
第3講座	量子力学	学
第4講座	核物理学	学
第5講座	物性物理学	学

● 基礎教育科目

基礎数学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
同	E	2
基礎化学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2
基礎生物学	A	2
同	B	2
同	C	2
同	D	2

● 専攻科目 (必修)

力学	I	4 (I)
同	II	2 (II)
電磁気学及び光学 I		4 (II)

電磁気学及び光学II

熱学及び熱力学	2 (III)
量子力学	2 (III)
気体論及び統計力学	4 (III)
原子核物理学	2 (III)
物理学実験 I	2 (IV)
物理学実験 II	4 (II)
物理学輪講	2 (II)
特別研究	2 (III)
	6 (IV)

● 専攻科目 (選択)

基礎物理学 A	12	下記の単位中から選択
同 B	2	
同 C	2	
同 D	2	
物理実験学	4	
実験工作方法	1	
物理数学演習 I	2	
同 II	2	
力学演習	2	
量子力学演習	2	
流体力学	2	
音響学	2	
光学特論	2	
相対性理論	2	
電磁気学特論	2	
応用電気学	2	
電子工学	2	

量子力学特論	2
数理物理学	2
原子物理学	2
物性論 I	2
同 II	2
X線及び結晶物理学	2
原子核特論	2
素粒子論	2
生物物理学	2
物理学特論 I	2
同 II	2
同 III	2
同 IV	2
同 V	2
天文学	2
地球物理学	2
気象学	2
超層物理学	2
電子計算機実習	2

● 関連科目 (選択)

化学基礎実験	6	理学部他学科の科目中から選択
生物学基礎実験	1	

● 自由選択科目

化学科	20
第1講座	物
第2講座	理
第3講座	機
第4講座	化
第5講座	学
	無
	有
	生
	分
	析
	化
	学
	学
	学

● 基礎教育科目

基礎数学 A	2
同 B	2
基礎物理学 A	2
同 D	2
基礎化学 A	2
同 B	2
同 C	2
同 D	2
基礎生物学 B	2
同 C	2

● 専攻科目 (必修)

基本化学実験	1	(I)
物理化学 I	4	(II)
分析化学 I	2	(II)
有機化学 I	4	(II)
無機化学 I	4	(III)
生物化学 I	4	(II, III)
構造化学	2	(III)
無機化学実験	1	(I)
分析化学実験	2	(II)
物理化学実験	2	(III)
有機化学実験	2	(II)
生物化学実験	2	(III)
化学演習	2	(IV)
特別研究	6	(IV)

● 専攻科目 (選択)

分析化学 II	4	下記の単位中から選択
	2	(II)

物現化学 II 4 (II, III)
 有機化学 II 4 (III)
 無機化学 II 2 (IV)
 生物化学 II 4 (III)

●関連科目(必修)
 基礎物理学 B 2
 同 C 2

●関連科目(選択) 4 下記の単位中から選択

基礎数学 C 2
 同 D 2
 同 E 2
 基礎生物学 A 2
 同 D 2

物理学基礎実験 1
 生物学基礎実験 1
 理学部他学科の諸科目

●自由選択科目 26 下記の単位中より選択

高分子化学 2
 放射化学 2
 機器分析学 2
 錯塩化学 2
 地有化学反応論 2
 有機化学反応論 2
 生体反応論 2
 応用化学特論 2
 物理化学特論 2
 無機化学特論 2
 分析化学特論 2

有機化学特論 2
 生物化学特論 2
 基本化学演習 I 1
 同 II 1
 構造化学特論 2
 結晶化学 2
 生物物理学 2

生物学科 第1講座 動物植物学
 第2講座 動物植物学
 第3講座 動物植物学
 第4講座 動物植物学
 第5講座 動物植物学

●基礎教育科目

基礎数学 A 2
 同 B 2
 同 C 2
 同 D 2
 同 E 2
 基礎物理学 A 2
 同 B 2
 同 C 2
 同 D 2
 基礎化学 A 2
 同 B 2
 同 C 2
 同 D 2
 基礎生物学 A 2
 同 B 2
 同 C 2

同 D 2

●専攻科目(必修) 38

必修 I 29 (講義20, 実習1, 演習2, 特別研究6)

植物系統学 2 (I)
 細胞生物学 I 2 (II)
 同 II 2 (III)
 発生学 2 (III)
 動物生理学 2 (II)
 植物生理学 I 2 (I)
 同 II 2 (III)
 動物生理化学 2 (III)
 遺伝学 I 2 (II)
 同 II 2 (III)
 基本生物学実習 1 (I)
 生物学演習 2 (IV)
 特別研究 6 (IV)

必修 II 9 (実習9)

動物系統学実習 1 (I)
 植物系統学実習 1 (I)
 細胞生物学 I 実習 1 (II)
 同 II 実習 1 (III)
 発生学実習 1 (III)
 動物生理学実習 1 (III)
 植物生理学 I 実習 1 (II)
 同 II 実習 1 (III)
 動物生理化学実習 1 (III)
 遺伝学 I 実習 1 (II)
 遺伝学 II 実習 1 (III)

動物系統学臨海実習 1 (II)
 植物系統学臨海実習 1 (II)
 動物生理学臨海実習 1 (IV)
 発生学臨海実習 1 (III)
 植物学野外実習 1 (I~IV)

この中から2ある
 いは3単位選択

●専攻科目(選択) 8
 動物形態学特別講義 I 2
 同 II 2
 動物生理学特別講義 I 2
 同 II 2
 植物形態学特別講義 I 2
 同 II 2
 植物生理学特別講義 I 2
 同 II 2
 遺伝学特別講義 I 2
 同 II 2
 生態学 I 2
 同 II 2
 生物学特別講義 I 2
 同 II 2
 同 III 2
 同 IV 2
 同 V 2

●関連科目(選択) 10
 理学部他学科の諸科目
 理学部共通科目
 地理学科の専攻科目

●自由選択科目 20 (特に指定せず)

家政学部

●基礎教育科目
基礎教育科目欄の科目及び単位と同じ

児童学科	第1講座	児童教養
	第2講座	児童保健
	第3講座	児童福祉
	第4講座	幼児保育

●専攻科目(必修)	38
児童学入門	2
児童学演習Ⅰ(児童集団)	2
児童発達	6
児童実験演習	5
保育実習	4
保育学演習	2
児童学演習Ⅱ(自主ゼミ)	3
児童学総合研究Ⅰ	2
卒業論文	6
●専攻科目(選択必修)	12
児童福祉(特殊児童の諸問題)	4
児童臨床学Ⅰ(臨床心理の諸問題)	4
同Ⅱ(児童神経学の諸問題)	4
言語障害治療学	4
比較発達学(学習心理を含む)	4

保育学Ⅰ(保育発達学)	4
保育学Ⅱ(児童文化)	4
児童学演習Ⅲ	4
保育特別実習	4
臨床基礎実習	4
児童文化Ⅱ(児童音楽)	4
児童文化Ⅲ(児童図工)	4
保育技術	4
児童学総合研究Ⅱ	6
青年心理学	2
児童統計学	2
家庭教育	2
家族関係	2
社会福祉	2
集団力学	2
脳神経生理学	2
精神検査・心理療法	2
児童精神医学	2
小児病学	2
小児栄養学	2
身体養護論	2
児童学特殊講義	4
計	86
●関連科目(選択必修)	6
家政学部共通科目中から選択	
●自由選択科目	20

食物学科	第1講座	栄養学
	第2講座	食品学
	第3講座	調理学

●専攻科目(必修)	42
栄養化学	4(Ⅲ前)
同実験	2(Ⅲ前)
栄養生理学	2(Ⅲ前)
食品化学	2(Ⅲ前)
同実験	2(Ⅲ後)
食品加工貯蔵学	2(Ⅲ前)
調理学第一	2(Ⅲ後)
調理学第二	2(Ⅱ後)
調理学実験	2(Ⅲ後)
調理学実習第一	3(Ⅱ後Ⅲ)
基礎化学実験	1(Ⅰ後)
食物学基礎実験	2(Ⅱ後)
生物化学第一	4(ⅡⅢ前)
有機化学	4(Ⅱ)
食品物性論	2(Ⅲ前)
卒業論文作成	6(Ⅳ)
●専攻科目(選択必修)	7
特殊栄養学	2(Ⅲ後)
食品学	4(Ⅲ後)
食品微生物学	2(Ⅲ後)
食物衛生学	2(Ⅲ前)
調理器具論	1(Ⅲ後)
調理学実習第二	2(Ⅲ後Ⅵ前)

食事計画論	2	(Ⅲ前)
食糧政策	2	(Ⅲ後)
食物史	2	(Ⅲ後)
食物研究法	2	(Ⅲ後)
食物学特別講義	2	(Ⅲ後)
食物学演習	2	(Ⅵ)
輪講	2	(Ⅵ)
応用統計学	2	(Ⅲ前)
応用統計学演習	1	(Ⅲ前)
生物化学第二	2	(Ⅲ前)
生物学C・D	4	(Ⅱ)
基礎物理学C・D	4	(Ⅱ)
計	40	

●関連科目(必修)	4
基礎化学C・D	4(Ⅱ)
●関連科目(選択必修)	6
家政学部共通科目中から選択	
●自由選択科目	20
生理学	2(Ⅰ)
分析化学第一	2(Ⅱ)
基礎数学C・D	4

被服学科	第1講座	被服材料学
	第2講座	被服整理・染色化学
	第3講座	被服構成学
	第4講座	被服美学

被服科学専攻

●専攻科目(必修)	24
学科共通必修	18
被服材料・機構学概論	2(Ⅰ前)
染色・整理学概論	2(Ⅰ後)
被服構成学第一	2(Ⅰ後)
被服構成学第二	2(Ⅱ後)
服飾美学概論	4(Ⅰ)
卒業論文	6(Ⅳ)
計	18

学科共通選択必修	6	下記8科目中から6単位以上を選択
被服材料学	2	(Ⅱ後)
被服整理学第一	2	(Ⅱ前)
被服材料・機構学実験	1	(Ⅱ前)
染色・整理学実験	1	(Ⅱ後)
被服構成学実験実習第一	2	(Ⅱ)
被服構成学実験実習第二	2	(Ⅲ)
西洋服飾史概説第一	2	(Ⅱ前)
西洋服飾史概説第二	2	(Ⅱ後)
計	14	

被服科学専攻

●専攻科目(選択必修)	26	
被服機構学	2	(Ⅱ前)
被服衛生学	2	(Ⅱ前)
繊維物理学	2	(Ⅲ前)
繊維化学	4	(Ⅲ)
被服整理学第二	2	(Ⅲ前)

染色化学	2	(Ⅱ後)
応用物理化学	2	(Ⅲ後)
基礎化学実験	2	(Ⅱ)
被服材料学実験第一	1	(Ⅲ前)
同第二	1	(Ⅲ後)
染色化学実験第十	1	(Ⅲ前)
同第二	1	(Ⅲ後)
被服整理学実験	1	(Ⅲ後)
被服科学演習第一	2	(Ⅲ)
同第二	2	(Ⅲ)
同第三	2	(Ⅳ)
同第四	2	(Ⅳ)
被服科学輪講	2	(Ⅳ)
計	33	

●専攻科目(選択)		
基礎物理学A	2	(Ⅰ前)
基礎化学C・D	4	(Ⅰ後)
応用統計学	2	(Ⅲ前)
応用統計学演習	1	(Ⅲ前)
被服学特殊講義	4	
計	13	

被服構成学・被服美学専攻

●専攻科目(選択必修)	26	
被服構成学実験実習第三	2	(Ⅲ)
被服構成学特講第一	2	(ⅢⅣ前)
同第二	2	(ⅢⅣ前)
被服構成学演習第一	2	(Ⅲ)

被服構成学演習第二	2	(Ⅳ)
被服構成計画	2	(ⅢⅣ後)
被服図学	2	(ⅢⅣ後)
応用統計学	2	(Ⅲ前)
応用統計学演習	1	(Ⅲ前)
被服機構学	2	(Ⅱ前)
被服衛生学	2	(Ⅱ前)
服飾意匠実習	2	(Ⅰ)
日本服飾史概説	4	(Ⅱ)
服飾美学演習Ⅰ	2	(Ⅲ)
同Ⅱ	2	(Ⅳ)
同Ⅲ	2	(Ⅲ)
同Ⅳ	2	(Ⅳ)
服飾美学特講	4	(Ⅲ)
服飾史特講	4	(Ⅳ)
美学特講	4	(Ⅲ)
計	47	

●関連科目(必修)	6
家政学部共通科目中から選択	

●自由選択科目	20
---------	----

家庭経営学科	第1講座	家政学原論
	第2講座	家庭経済学
	第3講座	家族関係学

●専攻科目(必修)	30
-----------	----

家政学原論第一	2 (I)
家庭経営学総論	2 (II)
生活史第一	2 (II)
住居学概論	2 (II)
家庭生活論	2 (III)
家庭経済学概論	2 (I)
家庭経済学第一	2 (II)
家族関係学概論	2 (I)
家族関係学第一	2 (II)
家庭法律学	2 (III)
応用統計学	2 (III)
家庭経営学演習	2 (III)
卒業論文	6 (IV)
計	30
●専攻科目 (選択必修)	20
家庭管理学概論	2 (II)
家政学原論第二	2 (III)
家政学原論演習	2 (IV)
生活史第二	2 (III)
人口学	2 (III)
老年学	2 (III)
人類学	2 (III)
人類学実験実習	1 (III)
人間工学	2 (III)
精神身体学	2 (III)
家庭経済学第二	2 (III)
同第三	2 (III)

家庭経済学第四	2 (IV)
家庭経済学演習	2 (IV)
家計簿記	2 (III)
家計簿記実習	1 (III)
生活設計論	2 (III)
購買論	2 (III)
購買論実習	1 (III)
家族関係学第二	2 (III)
同第三	2 (III)
家族関係学演習	2 (IV)
比較家族研究	2 (III)
家族病理学	2 (III)
家族臨床心理	2 (III)
家族臨床心理実験実習	1 (III)
家庭生活調査法	2 (III)
家庭生活調査実習第一	1 (III)
同第二	1 (IV)
住居設備及び環境	2 (III)
応用統計学演習	1 (III)
家庭経営学特殊講義	4
計	59
●関連科目 (必修)	6
児童学概論	2 (I)
食物学概論	2 (I)
被服学概論	2 (I)
●自由選択科目	20

家政学部共通科目

家政学原論	2 (I)
児童学概論	2 (I)
食物学概論	2 (I)
被服学概論	2 (I)
家庭経営学概論	2 (I)
住居学概論	2 (II)
家庭看護法	2 (III)
家庭機械および家庭電気	2 (II)
調理実習	2 (児・経II)
同	1 (被II)
被服構成学実習	2 (児・経II)
同	1 (食II)
計	22

b 教職教育科目 (各学部共通)

●必修科目	11
教育心理学 I	2
同 II (青年心理)	1
教育原理	3 (教育指導 I を含む)
教科教育法	3 (III) 各免許教科毎
教育実習	2 (IV) (中, 高の場合)
同	4 (III, IV) (小, 幼の場合)
計	15
小学校教材研究	(小学校希望者のみ)
保育内容の研究	(幼稚園希望者のみ)
道徳教育の研究	2 (小, 中学校希望者のみ)
●選択必修科目	3 下記の単位中から選択必修
教育哲学	2 (教育原理に代えることができる)
教育史	2
教育社会学	2
教育行政学	2
教育社会学	2 (視聴覚を含む)
社会教育	2
計	12

5. 大学院規則

(昭和38年4月評議会決定)

第1章 総則

第1条 お茶の水女子大学学則第2条の2の規定に基づき、この規則を定める。

第2条 お茶の水女子大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

第3条 大学院に、次の研究科をおく。

- 人文科学研究科
- 理学研究科
- 家政学研究科

第4条 研究科の課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、大学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。

第5条 研究科に、次の専攻課程をおく。

- 人文科学研究科

- 哲学専攻
- 史学専攻
- 地理学専攻
- 日本文学専攻
- 中国文学専攻
- 英文学専攻
- 教育学専攻

理学研究科

- 数学専攻
- 物理学専攻
- 化学専攻
- 生物学専攻

家政学研究科

- 児童学専攻
- 食物学専攻
- 被服学専攻

第3章 学生定員

第6条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻課程名	修士課程 一年当
	哲学専攻	8
	史学専攻	8

人文科学研究科	地理学専攻	6
	日本文学専攻	8
	中国文学専攻	4
	英文学専攻	8
	教育学専攻	12
	計	54
理学研究科	数学専攻	10
	物理学専攻	10
	化学専攻	10
	生物学専攻	10
	計	40
家政学研究科	児童学専攻	6
	食物学専攻	6
	被服学専攻	6
	計	18

第4章 授業科目及び履修方法

第7条 人文科学研究科、理学研究科及び家政学研究科の専攻課程別の授業科目および単位数等は、別表のとおりとする。

第8条 学生は、2年以上在学し当該専攻課程の授業科目について30単位以上履修しなければならない。但

し、専攻課程担当の指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り他の専攻課程・関連科目または学部の授業科目を指定して履修させ、これを修士課程の単位とすることができる。

2 前項に関する取扱の細則は、別に定める。

第5章 課程修了の認定

第9条 修士課程の修了には、2年以上在学し所用の授業科目について30単位以上を修得し、且つ学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。

第10条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとし毎学期又は毎学年末に行なうものとする。

第11条 最終試験は、所定の単位を修得し、且つ学位論文を提出したのものにつき、筆記または口頭により第2年次の後学期以降に行なうものとする。

第12条 修士課程修了の認定は、研究科委員会が行なう。

第6章 学位

第13条 各研究科において、課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

- 人文科学研究科 文学修士
- 理学研究科 理学修士

家政学研究科 家政学修士

2 学位授与に関する規程は、別に定める。

第 7 章 入学・休学・退学・転学

第 14 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。

第 15 条 修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の 1 に該当する女子とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則第 70 条により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第 16 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、出身大学を経由し提出するものとする。

第 17 条 入学志願者に対しては、学力検査と健康診断を行ない、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期等については、そのつど定める。

第 18 条 入学を許可された者は、所定の誓約書を保証人連署の上提出しなければならない。

2 保証人は、父兄又は近親の者とする。保証人が遠隔の地にある場合は、別に東京都内において独立の生計を営む成年者を副保証人としなければならない。

3 保証人は、副保証人に変更があった場合は、直ちに

その旨を届出なければならない。

第 19 条 病気その他止むを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上願い出て、休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認められた学生に対しては休学を命ずることができる。

3 前 2 項の場合において休学の事由が消滅した場合は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

第 20 条 休学の期間は、2 年をこえることができない。

第 21 条 病気その他の事由により退学を希望する者は、保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

第 22 条 退学した者が再入学を願い出た場合は審査の上でこれを許可することができる。

第 23 条 大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上専攻課程担当の教官を経て学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が、本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

第 24 条 大学院における研究科修士課程の最短在学年限は 2 年、最長在学年限は 4 年とする。

第 8 章 検定料・入学料及び授業料

第 25 条 検定料は、金 3,000 円とする。

第 26 条 入学料は、金 4,000 円とする。

第 27 条 授業料は、1 学年金 18,000 円とする。

第 9 章 教員組織

第 28 条 大学院の授業及び研究指導を担当する教官は、本学の教授、助教授及び講師の中からこれにあてる。

2 研究指導を担当する教官は、各専攻課程における研究指導の責任を負う。

第 10 章 運営組織

第 29 条 大学院に大学院委員会、各研究科に研究科委員会をおく。

2 大学院委員会および研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 11 章 雑 則

第 30 条 大学院に別に定めるところにより聴講生・委託生・外国人学生の制度を設ける。

第 31 条 この規則に定められていない事項については、本学学則を準用する。

第 32 条 この規則の改廃は、評議会が行なう。

附 則

この規則は、昭和 38 年 4 月 24 日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 4 月評議会決定)

この改正は、昭和 39 年 4 月 22 日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 41 年 4 月評議会決定)

1 この改正は、昭和 41 年 4 月 27 日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 25 条の改正規程は、昭和 42 年度以降入学する者の選抜から適用する。

附 則 (昭和 43 年 1 月評議会決定)

この改正は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 3 月評議会決定)

この改正は、昭和 43 年 3 月 27 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

別表
——人文科学研究科——

授業科目名	単位数
●哲学専攻	
哲学特論 I	4
哲学特論 II	4
哲学演習 I	4
哲学演習 II	4
倫理学特論 I	4
倫理学特論 II	4
倫理学演習 I	4
倫理学演習 II	4
美学特論 I	4
美学特論 II	4
美学演習 I	4
美学演習 II	4
社会哲学特論	4
社会哲学演習	4
特別研究	14
●史学専攻	
日本史学特論 I	4
日本史学特論 II	4
日本史学特論 III	4
日本史学演習 I	4
日本史学演習 II	4

東洋史学特論 I	4
東洋史学特論 II	4
東洋史学特論 III	4
東洋史学演習 I	4
東洋史学演習 II	4
西洋史学特論 I	4
西洋史学特論 II	4
西洋史学特論 III	4
西洋史学演習 I	4
西洋史学演習 II	4
特別研究	14

●地理学専攻	
人文地理学特論 I	2
人文地理学特論 II	2
人文地理学特論 III	2
人文地理学特論 IV	2
人文地理学特論 V	2
人文地理学演習 I	2
人文地理学演習 II	2
自然地理学特論 I	2
自然地理学特論 II	2
自然地理学特論 III	2
自然地理学特論 IV	2
自然地理学特論 V	2
自然地理学演習 I	2
自然地理学演習 II	2
地誌学特論 I	2

地誌学特論 II	2
地誌学特論 III	2
地誌学特論 IV	2
地誌学特論 V	2
地誌学演習 I	2
地誌学演習 II	2
野外調査 I	2
野外調査 II	2
野外調査 III	2
特別研究	14

●日本文学専攻	
上古文学特論	4
中古文学特論	4
上古・中古文学演習	4
中世文学特論	4
近世文学特論	4
中世・近世文学演習	4
明治・大正文学特論	4
明治・大正文学演習	4
日本文学思潮特論	4
国語学特論 I	4
国語学特論 II	4
国語学演習	4
特別研究	14

●中国文学専攻	
中国文学特論 I	4

中国文学特論 II	4
中国文学特論 III	4
中国文学演習 I	4
中国文学演習 II	4
中国語学特論 I	4
中国語学特論 II	4
中国語学特論 III	4
中国語学演習	4
中国哲学特論	4
特別研究	14

●英文学専攻	
英文学特論 I	4
英文学特論 II	4
英文学特論 III	4
英文学演習 I	4
英文学演習 II	4
英文学特論	4
米文学特論 II	4
米文学演習 I	4
米文学演習 II	4
英語学特論 I	4
英語学特論 II	4
英語学演習	4
特別研究	14

●教育学専攻	
教育学特論	4

教育學演習	4
教育史特論	4
教育史演習	4
教育方法學特論	4
教育方法學演習	4
教育經營學特論	4
教育經營學演習	4
教育社會學特論	4
教育社會學演習	4
教育行政特論	4
教育行政演習	4
學校衛生特論	4
學校衛生演習	4
教育心理學特論	4
教育心理學演習	4
發達心理學特論	4
發達心理學演習	4
視聽覺教育特論	4
視聽覺教育演習	4
精神身體醫學特論	4
精神身體醫學演習	4
特別研究	14
● 関連科目	
獨文特論	4
仏文特論	4
社會學特論	4
體育學特論	4
音樂學特論	4

— 理學研究科 —

授業科目名 單位數

● 數學專攻

第1講座	古典解析學	2
第2講座	近代解析學	2
第3講座	近代幾何學	2
第4講座	幾何學	2
第5講座	應用數學	2

古典解析學特論 I	2
古典解析學特論 II	2
古典解析學特論 III	2
古典解析學特論 IV	2
古典解析學特論 V	2
古典解析學特論 VI	2
古典解析學特論 VII	2
古典解析學特論 VIII	2
近代解析學特論 I	2
近代解析學特論 II	2
近代解析學特論 III	2
近代解析學特論 IV	2
近代解析學特論 V	2
近代解析學特論 VI	2
近代解析學特論 VII	2
近代解析學特論 VIII	2
代數學特論 I	2

代數學特論 II	2
代數學特論 III	2
代數學特論 IV	2
代數學特論 V	2
代數學特論 VI	2
代數學特論 VII	2
代數學特論 VIII	2
代幾何學特論 I	2
代幾何學特論 II	2
代幾何學特論 III	2
代幾何學特論 IV	2
代幾何學特論 V	2
代幾何學特論 VI	2
代幾何學特論 VII	2
代幾何學特論 VIII	2
應用數學特論 I	2
應用數學特論 II	2
應用數學特論 III	2
應用數學特論 IV	2
應用數學特論 V	2
應用數學特論 VI	2
應用數學特論 VII	2
應用數學特論 VIII	2
數學講義	16

● 物理學專攻

第1講座	力學	2
第2講座	電磁氣學	2

第3講座	量子力學	2
第4講座	核物理學	2
第5講座	物性物理學	2
流体物理學特論 I	2	
流体物理學特論 II	2	
流体物理學特論 III	2	
流体物理學特論 IV	2	
相對論	2	
數理物理學特論 I	2	
數理物理學特論 II	2	
計測學特論	2	
電磁氣學特論	2	
量子エレクトロニクス	2	
分子物理學 I	2	
分子物理學 II	2	
分子物理學 III	2	
分子物理學 IV	2	
統計力學特論 I	2	
統計力學特論 II	2	
半導體論	2	
粒子論 I	2	
粒子論 II	2	
粒子論 III	2	
粒子論 IV	2	
核物理學 I	2	
核物理學 II	2	
核物理學 III	2	
核物理學 IV	2	

固体物理学 I	2
固体物理学 II	2
固体物理学 III	2
固体物理学 IV	2
磁性体論 I	2
磁性体論 II	2
低温物理学 I	2
低温物理学 II	2
物理学特別講義 I	2
物理学特別講義 II	2
物理学特別講義 III	2
物理学特別講義 IV	2
物理学特別講義 V	2
物理学特別講義 VI	2
物理学特別講義 VII	2
物理学特別講義 VIII	2
物理学特別講義 IX	2
物理学特別講義 X	2
物理学特別講義 XI	2
物理学特別講義 XII	2
物理学特別講義 XIV	2
物理学特別講義 XV	2
特別研究	14
●化学専攻	
第1講座 物理化学	
第2講座 無機化学	

第3講座 有機化学	
第4講座 生物化学	
第5講座 分析化学	
物理化学	2
反応物理化学	2
構造物理化学	2
物理化学特論 I	2
物理化学特論 II	2
物理化学演習 I	2
物理化学演習 II	2
無機化学特論 I	2
無機化学特論 II	2
無機化学特論 III	2
無機化学特論 IV	2
無機化学演習 I	2
無機化学演習 II	2
無機構造化学	2
天然有機化学	2
有機合成化学	2
有機化学特論 I	2
有機化学特論 II	2
有機化学特論 III	2
有機化学演習 I	2
有機化学演習 II	2
生物化学特論 I	2
生物化学特論 II	2
生物化学特論 III	2
生物化学特論 IV	2

生物化学演習 I	2
生物化学演習 II	2
物質代謝特論	2
分析化学特論 I	2
分析化学特論 II	2
分析化学特論 III	2
分析化学特論 IV	2
分析化学演習 I	2
分析化学演習 II	2
機器分析特論	2
構造化学特論 I	2
構造化学特論 II	2
構造化学演習 I	2
構造化学演習 II	2
化学特別講義 I	2
化学特別講義 II	2
化学特別講義 III	2
化学特別講義 IV	2
化学特別講義 V	2
特別研究	14

●生物学専攻

第1講座 動物形態学	
第2講座 動物生理学	
第3講座 植物形態学	
第4講座 植物生理学	
第5講座 遺伝学	

動物発生学特論	2
動物生理学特論	2
動物生理学特論	2
細胞生物学特論 I	2
細胞生物学特論 II	2
植物系統学特論	2
植物生理学特論 I	2
植物生理学特論 II	2
遺伝学特論 I	2
遺伝学特論 II	2
生物学特論 I	2
生物学特論 II	2
生物学特論 III	2
生物学特論 IV	2
生物学特論 V	2
生物学特論 VI	2
生物学特論 VII	2
生物学特論 VIII	2
生物学特論 IX	2
生物学特論 X	2
特別研究	14

——家政学研究科——
 授業科目名 単位数

●児童学専攻	
児童発達心理学特論	4

比較発達学特論	2
遺伝学特論	2
保育学特論	4
児童福祉特論	4
児童文化特論	2
児童臨床心理学特論	4
言語治療特論	4
児童保健学特論	4
母子衛生特論	2
小児栄養学特論	2
家族関係特論	2
臨床特別実習	4
児童学特別講義	4
児童学特別研究	10
児童学研究特論	4

●食物学専攻

栄養化学特論 I	4
栄養化学特論 II	4
栄養生理学特論	2
特殊栄養学特論	2
食品化学特論 I	4
食品化学特論 II	4
食品微生物学特論	2
食品貯蔵学特論	2
食品加工学特論	2
食品衛生学特論	2
食品物性特論	2
調理学特論 I	4

調理学特論 II	4
生物化学特論 I	2
生物化学特論 II	2
食物学特別講義	4
食物学特別研究	10

●被服学専攻

被服材料学特論	4
被服物理学特論	2
被服材料化学特論	2
被服衛生学特論	2
染色化学特論	4
被服整理学特論	4
繊維界面化学	4
被服構成学特論 I	4
被服構成学特論 II	4
被服構成学特論 III	2
被服構成学特論 IV	2
服飾美学特論 I	6
服飾美学特論 II	6
服飾史特論 I	4
服飾史特論 II	2
被服学特別講義	4
被服学特別研究	10
被服学輪講	4

●家庭経営学専攻

家政学原論特論第一	4
家政学原論特論第二	4

生活史特論	2
生活行動論特論	4
家庭経済学特論第一	4
家庭経済学特論第二	2
経営経済学特論	4
消費行動論	4
家族社会学特論	4
家族関係学特論	4
家族法律学特論	4
比較家族研究特論	4
家庭管理学特論第一	2
家庭管理学特論第二	2
家庭経営学特別講義	4
家庭経営学特別研究	10
住居学特論	2

6. 学位規程

(昭和38年4月評議会決定)

- 第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第11条の規定に基づき、お茶の水女子大学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 本学で授与する学位は、修士とし、その種類は人文科学研究科にあっては文学修士、理学研究科にあっては理学修士、家政学研究科にあっては家政学修

士とする。

第3条 本学大学院人文科学研究科、理学研究科または家政研究科に2年以上在学し所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対しては、文学修士、理学修士または家政学修士の学位を授与する。

第4条 修士の学位論文は、学長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

第5条 学長は、学位論文の提出があったときは、研究科委員会にこれを審査させる。

2 研究科委員会は、論文を審査する場合には、当該専攻課程の教授、および関連する科目の担当教授の中から2名以上からなる審査委員会を設けるものとする。

3 前項の外、必要あるときは助教または講師を審査委員として加えることができる。

4 審査委員会の運営に関する事項は、各研究科委員会においてこれを定める。

第6条 審査委員会は、論文を中心として関連ある授

業科目について最終試験を行なうものとする。

2 審査委員は、提出のあった学位論文について、その審査の結果を前項の結果とともに学年度末までに研究科委員会委員長に報告しなければならない。

第 7 条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、長期出張中および休職中のため出席することができない委員は、委員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 8 条 研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、委員長は、その旨を学長に報告するものとする。

第 9 条 学長は、前条の報告に基づき、所定の学位記を授与する。

2 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは「お茶の水女子大学〇〇修士」のように本学名を冠するものとする。

第 10 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員

会の議を経て学位の授与を取消することができる。

2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第7条第2項および第3項の規定を準用する。

第 11 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

ただし、別表中理学研究科修了者については論文題目を記載しない。

第 12 条 この規程の改廃は、評議会が行なう。

附 則

この規程は、昭和38年4月24日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年4月評議会決定)

この改正は、昭和34年4月22日から施行する。

附 則 (昭和40年12月評議会決定)

この改正は、昭和41年3月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月評議会決定)

この改正は、昭和41年4月27日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

別 表

修 文 、 修 理 ま た は 修 家 第 号	お 茶 の 水 女 子 大 学 院 〇 〇 研 究 科 長	氏 氏	名 名 名 名	年 月 日	本 学 大 学 院 〇 〇 研 究 科 〇 〇 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 お よ び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 〇 〇 修 士 の 学 位 を 授 与 す る	学 位 記	本 籍 (都 道 府 県)	氏 名	年 月 日 生

7. 専攻科規程

第 1 条 学則第42条による専攻科は、学術の理論及び応用に関し、特別の事項につき研究しようとする者に対して教授を行ない、その研究を指導することを目的とする。

第 2 条 専攻科の専攻部門及びその学生定員は次のとおりとする。
文教育学専攻科
体育・音楽教育学専攻 3名

第 3 条 専攻科の修業年限は、1年とする。
但し、その研究を継続する必要がある時、その在学期間の延長を願出た者がある時は、学長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第 4 条 専攻科の学科課程は、別にこれを定める。

第 5 条 学生は、在学中にそれぞれの専攻に応じ30単位以上を修得しなければならない。

第 6 条 専攻科の入学資格は、次の各号の1に該当する女子でなければならない。

- 1 大学を卒業した者

2 前項と同等以上の学力があると認められた者

第 7 条 専攻科入学者は、入学志願者について学力試験及び身体検査その他の成績により選考の上、学長がこれを許可する。

第 8 条 専攻科に入学を志願する者は、入学願書に添えて別表により検定料を納めなければならない。

第 9 条 専攻科に入学を許可された者は、別表により入学科及び授業料を納めなければならない。

第 10 条 休学の期間は、1年を超えることができない。但し、特別の事情があると認められた時は、学長は教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

第 11 条 第 5 条に定める単位を履修した者には、修了証書を授与する。

第 12 条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

附 則

この規程は、昭和31年4月1日よりこれを施行する。

附 則 (昭和38年4月評議会決定)

この改正は、昭和38年4月24日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年4月評議会決定)

この改正は、昭和39年4月22日から施行し、昭和39年

4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年4月評議会決定)

1 この改正は、昭和41年4月6日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

2 昭和40年度に在学する者のうち在学期間の延長を願い出た者については、前項の規定に拘らず、改正前の規定がなおその効力を有するものとする。

3 検定料については、昭和42年度以降入学する者の選抜から適用する。

別表	区 分	金 額
	検 定 料	3,000円
	入 学 料	4,000円
	授 業 料	年額12,000円
	第1期分	6,000円
	第2期分	6,000円

8. 臨海実験所規程 (抄)

(設置)

第 1 条 お茶の水女子大学理学部に附属臨海実験所(以下「臨海実験所」という。)をおく。

(業務)

第 2 条 臨海実験所は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 1 海洋科学に関する研究ならびに教育および実習
- 2 前号のほか、運営委員会で必要と認めた事項

9. 食物化学研究所規程 (抄)

第 1 条 本学家政学部食物化学研究施設を附置し、食物化学研究所と称する。

第 2 条 研究所に次の研究部を置く。

- 第1部 食品成分部
- 第2部 食物微生物部
- 第3部 調理加工部
- 第4部 栄 養 部

10. 学生準則

学生準則趣意

- 1 本準則は、学生の自治活動の健全なる発達と円滑なる運営を期待するため定めるものとした。
- 2 学生自治活動の自主性は、尊重さるべきものであり、又その行動は、大学自治の確立を基調とするものである事を教職員及び学生相互に確認し、その相互の信頼を深める事例を蓄積しつつ、前条の目的を達成するものとした。
- 3 相互の意思疎通と理解を深めるためには、学生委員会と学生自治会執行部との連絡協議会を活用すべきものとした。
- 4 本準則は学生自治会活動およびそれと同等とみなされる活動を対象とした。

学生準則

(団体の設立ならびに解散)

- 第 1 条 学内団体を設立しようとするときは、顧問教

官を原則として定め、所定の様式により学生部長に届け出る。

- 2 学内団体の届け出事項に変更を生じたとき、ならびに解散する場合は、前項に準ずる。
- 3 学内団体の学外団体への加入は、学生委員会との協議を経て学生部長に届け出る。

(集会及行事)

第 2 条 学内における学生の主催する集会は、所定の様式により学生部長に届け出る。但し、学内団体の行事として予め学生部長に届け出てある集会は除く。

- 2 定例学生大会は、学生部長に届け出る。
- 3 臨時学生大会は、学生部長の承認を得るものとする。

(掲示その他)

第 3 条 特に指定された掲示板に掲げる掲示ならびにポスターは学生自治会が管理するものとする。

- 2 その他の場所に掲げる掲示ならびにポスターは、学生課に届け出る。
- 3 本学一般学生を対象とした印刷物の配布、販売、募金、署名運動および世論調査等は、学生自治会管理とするも、学生課に予め通知する。

(学外団体の本部・支部および事務局の設置)

第 4 条 本学構内ならびに学寮内に学外団体の本部、支部および事務局を設置する場合には、学生部長の承認を得るものとする。

(準則の適用)

第 5 条 本準則の適用にあたり、必要ある場合は、学生委員会と団体とは、十分の協議を行なうものとする。

附 則

- 1 この準則に関する細則は、別にこれを定める。
- 2 この準則は、昭和35年4月10日から実施する。

学生準則施行細則

- 1 第 1 条第 1 項及び第 4 条の届出書式は、別紙第 1 による。
- 2 第 1 条第 2 項の届出書式は、別紙第 2 による。
- 3 第 2 条の各号の届出書式は、別紙第 3 による。
- 4 第 2 条の学生大会は、少くも 8 日前までに、その他の集会は原則としてこれに準じて届け出る。
- 5 学生大会の議題は予め、決議事項、大会経過報告は大会後速かに学生部長に届け出るものとする。
- 6 自治会管理の掲示板は次のものとする。

- 1 正門附近
- 2 厚生課横
- 3 別館渡廊下
- 4 第 2 集会室前

- 7 本準則により学内の諸施設を利用する場合は、当該施設の管理方針に従うものとする。
- 8 第 5 条の協議は、学生委員会及び団体の少くとも何れか一方の申入により行なわれる。

全学連加盟許可について

去る 6 月 30 日学生準則に基いてなされた学生自治会の全学連加盟許可の申請については、学生大会の決議を尊重すると同時に、学外組織たる全学連の性格行動について、慎重な調査、審議を尽さねばならない。よって大学としては学生委員会の数度にわたる検討を経ると共に、各学部教授会の三回にわたる審議を尽した後に、それら各般の見解を基礎として、本学学則第 9 条の規定に従って評議会において審議した結果、次の如く決定した。

本学における学生自治会は、学部の別なく全学生の参加する単一組織であって、すべての学生が当然に会員たる沿革並に現状に鑑み全学連規約第 12 条第 1 項における

連合の全国大会、中央委員会の決定その他の指令に係る自治会の行動は、本学の授業学習を拘束し、本学の機能を阻害し、大学の自治を侵犯する結果となるおそれなしとしない、以上の如き重大な場合を慮り次の条件を附して加盟を許可する。

1 全学連規約第12条の決定その他の指令にして、本学の授業および学習に影響ある事項については、学生準則に従うことは勿論であるが、全学連規約第12条第2項の趣旨に従って学生大会を開く場合は、それに先だち、学生自治会は必ず学部別に学生代表者の会議を開き、その決定または指令の妥当性について討議し、その行動の自由を留保するか否かを各別に決定しなければならない。

1 前項の討議を行なうに先だち、またその結果については自治会執行委員会は、本学学生都長を通じて学生委員会に報告し、かつ大会の開催等自治会のとるべき行動について学生委員と協議しなければならない。

以上の報告並に協議は、学生自治会または学生委員会の何れの側の発意によっても行なわれねばならない。

以上の協議を経ず、またはその協義の結果に反し

て行なわれた行動は、大学学則第51条に該当する「学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反するもの」と見做されるので、協議の実行は厳守されねばならない。

1 学生自治会は、新学生の意思を尊重するため、毎年度定例学生大会において、全学連加盟の存続可否について決定しなければならない。

1 学生自治会は、学生個人の自由が十分に保障されるよう将来学生自治会の構成・組織・運営についてその規約を改正しなければならない。

1 学生自治会執行委員会は、全学連加盟を申請する際以上の条件を全学連に対して申添えねばならない。

なお、本条件の解釈について疑義を生じ、その正当な履行を阻害するおそれある事項については別項に付記する事項を参照しつつ措置するものとする。

以上の決定は、本学学生の自治会活動が健全なる発達を遂げると共に自治会が大学および学生大衆に対して責任ある行動をなし、外部の政治的活動等のために大学の教育的使命に聊かなりとも支障を来すことをなからしめんための配慮から行なわれたものである。

自治会各委員並に全学生各位の深甚なる考慮を期待す

る次第である。

昭和31年9月27日

お茶の水女子大学

付 記 事 項

以上の条件を受け入れるに当って学生自治会より次のような条件の申入れがあった。

1 自治会は以上の五条件を十分に尊重しその実行に努力する。

1 第2項の学生委員会との協議においては一致点に達するよう十分に努力する。

1 五条件の適用に際し自治会の自主的かつ民主的運営が阻害されてはならない。

上記の申入れに対しこれを十分に尊重する。

なお上の付記事項に対して疑義を生じた場合自治会規約第29条により協議するものとする。

昭和32年5月11日

お茶の水女子大学

(註) 全学連規約
第12条

1 地方都府県学連及び各自治会の機関はこの連合の全国大会、中央委員会の決定に原則として従わなければならない。

2 地方都府県学連及自治会は、それぞれの最高の決議機関で決定した場合には全国大会の決定に対して行動の自由を保留することができる。但し、この場合は中央執行委員会にその理由を明示しなければならない。

II. 学生委員会規程

第 1 条 本会は、学生委員会と称し、学生の厚生補導に関する事項を審議し、必要ある場合には学生部の活動に協力する。

第 2 条 本会は、次の委員を以て組織する。

- 1 文教育学部から 3 名、他学部から 2 名ずつ推薦された専任教官計 7 名
- 2 各学部から推薦された補導委員の代表者 1 名ずつ計 3 名
- 3 学寮委員から推薦された代表者 1 名
- 4 学生部長

前項第 1 号該当者が第 2 号又は第 3 号の代表者に推薦された場合は、これらの資格を兼ねてもよい。

第 3 条 委員の任期は、1 年とし再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 4 条 委員の互選によって委員長及び副委員長を定める。

第 5 条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。委員長事故あるときは副委員長がこれに代る。

附 則

- 1 本規程は、昭和 27 年 8 月 9 日より実施する。

第 6 条 委員 3 名以上の申出があったときは、委員長は、委員を招集する。

第 7 条 学長、学部長は、随時出席することができる。その他の職員は、委員長の請求又は了解があったときに出席する。

第 8 条 本会は、第 1 条の命令を達成するために次のことを行なう。

- 1 学長から諮問された問題を審議し又は自発的に意見を進言する。
- 2 学生部長提案の協議に応じ、又は自発的に助言する。
- 3 学生部から報告を受け又は資料の提共を求める。
- 4 補導委員と連絡をとる。
- 5 学生と連絡懇談を行なう。
- 6 必要がある場合には学生部の活動に協力する。
- 7 その他学生の厚生補導に必要と認められる事項を調査研究する。

第 9 条 本会に幹事をおき、学生課長および厚生課長がこれに当る。幹事は、委員長の命をうけて事務を処理する。

12. 学寮委員会規程

(昭和40年9月15日評議会決定)

お茶の水女子大学学寮規程第3条の規定に基き、学寮委員会規程を次のとおり定める。

- 第1条 学寮委員会(以下「委員会」という。)は、学寮の管理運営の基本的事項について審議し、学寮自治生活の向上のためその具体的方策をはかる。
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 1 各学部選出の教官 各2名
 - 2 学生部長
- 2 委員会は、前項の委員の互選により正副委員長を選出するものとする。
- 3 事務局長は、委員会に出席するものとする。
- 第3条 前条第1項第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき

これにかわる。

- 第5条 委員3名以上の申し出があったときは、委員長は、委員会を招集するものとする。
- 第6条 学長、学部長及び学生委員長は、随時委員会に出席することができる。
- 2 委員会は、必要に応じ前項に定める者以外の教職員を招いてその意見をきくことができる。
- 第7条 委員会は、その構成委員5名以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第1号の委員については、各学部それぞれ1名の出席がなければならない。
- 第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- 1 学寮規程第6条第2項(及び学寮規程細則第1条)に係る学寮自治規約の承認に関すること。
 - 2 学寮規程第7条第2項に係る入寮の選考および許可に関すること。
 - 3 学寮規程第10条第3項に係る退寮に関すること。
 - 4 学寮に関する諸規程及び細則の制定改廃に関すること。
 - 5 学寮協議会の開催及び協議事項等に関すること。
 - 6 寄宿料の免除に関すること。
 - 7 学寮の施設、設備に関すること。

13. ヘルスセンター運営委員会規程

第1条 お茶の水女子大学(以下「本学」という。)ヘルスセンターの適正な運営を図るため、本学にヘルスセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、本学における次に掲げる事項について調査審議し、学長の承認を得てその実施に当る。

- 1 ヘルスセンターの行なう事業計画に関する事項
- 2 ヘルスセンターの人事に関する事項
- 3 ヘルスセンターの予算に関する事項
- 4 ヘルスセンターの施設設備に関する事項
- 5 委員会の規程の改廃に関する事項
- 6 その他運営に関し重要と認める事項

第3条 委員会は、本学の教職員及び学生のうちから次の各号に掲げる委員20名以内をもって組織し、学長が任命する。但し、教職員のうちから任命される委員若干名は女子の教職員をもって充てなければならない。

- 1 学部代表教官 各1名
- 2 学部代表学生 各1名

- 8 学寮における保健衛生、災害対策に関すること。
- 9 学寮勤務者に関すること。
- 10 その他学寮生活に関すること。

第9条 委員会は、学長、評議会、教授会もしくは学生委員会等から提案された事項につき審議し、又は自発的に進言することができる。

第10条 委員会に関する庶務は、学生部厚生課が行なう。

附 則

- 1 この規程(以下附則において「新規程」という。)は、昭和40年10月31日から施行する。
- 2 昭和28年7月8日施行のお茶の水女子大学寮務委員会規程(以下附則において「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 旧規程に定める寮務委員会によって、審議中の事項で、新規程施行後引き続き審議を要する事項については、新規程に定める学寮委員会において審議するものとする。

- 3 学生委員長
- 4 学寮委員長
- 5 校 医
- 6 事務局 長
- 7 学生部 長
- 8 学識経験のある者 9名以内

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。臨時委員は、学識経験のある者のうちから学長が任命する。

第 4 条 委員の任期は、2年とする、但し、再任されることを妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残存期間となる。

3 臨時委員は当刻特別の事項に関する調査審議が終了ときは退任するものとする。

第 5 条 委員会は、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって第3条第1項第1号ならびに同条同項第8号に掲げる委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 委員長及び副委員長の任期は、各1年とする。

第 6 条 委員会に次のとおり分科会を置く。

分科会の名称	分 担 事 項
健康管理分科会	健康管理及び指導に関する事項
レクリエーション分科会	生活環境ならびにレクリエーションに関する事項
相談分科会	相談助言に関する事項

第 7 条 第3条第1項第8号に掲げる委員及び第3条第2項に掲げる臨時委員は、学長の指名により前条に掲げる分科会のいずれかに分属するものとし、各分科会に主任を置き、それぞれの分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 委員長及び副委員長は、必要があると認めるときは、いずれの分科会にも出席することができる。

第 8 条 委員会は、委員長の承認を得て分科会の議決をもってその議決とすることができる。

第 9 条 委員会及び分科会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の要求があったときに委員長が招集する。

2 委員会及び分科会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決する。

ことができず、

3 委員会及び分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決るところによる。

第 10 条 委員会又は分科会は、委員長が必要と認めるときは委員以外のものを出席させてその意見を聞くことができる。

第 11 条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員会の推せんにより学長が委嘱し、ヘルスセンターの事業について重要な施策に参画する。

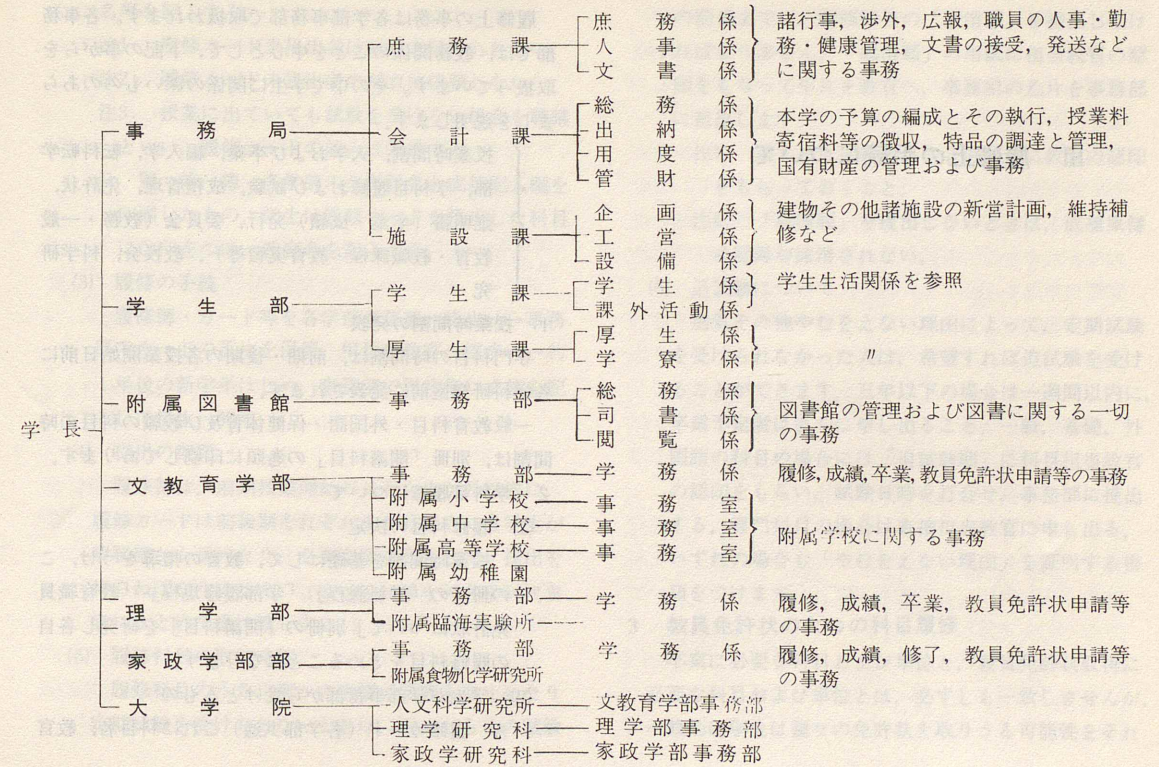
第 12 条 委員会の庶務は、学生部において処理する。

第 13 条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規程の改正は、昭和37年2月14日より施行する。
- 2 お茶の水女子大学ヘルスセンター運営委員会規程（昭和31年12月20日施行）は、廃止する。

II 大学事務機構図



III 履修上の手続について

履修上の事務は各学部事務部で取扱われます。各事務部では、教務関係のを中心として、下記の事がらを取扱っています。その中で学生に関係の深いもののみを説明します。

授業時間割、入学および卒業、編入学、転科転学部、学科履修および試験、成績管理、免許状、証明書(卒業・成績)発行、委員会(教務・一般教育・教職課程・教育実習等)、教授会、科学研究

1 授業時間割の発表

専門科目の時間割は、前期・後期の各授業開始日前に各学科研究室前に発表されます。

一般教育科目・外国語・保健体育及び教職の科目の時間割は、別冊「開講科目」の巻頭に印刷してあります。

2 学科履修について

(1) 履修科目の決定

授業時間割を基礎にして、**教官の指導**をうけ、この冊子の「学科課程」「学部履修規程」「教育職員免許状について」別冊の「開講科目」を研究し各自の履修科目をきめることになります。

(2) 学生が学部事務部から受けとるもの

A 履修カード(各学部共通)これに科目名、教官

名等を記入する。

注1. 履修カード未提出者は試験を受けられない

注2. 履修カード未提出者の採点は依頼しない

注3. 授業に出ている試験を受けない場合を聴講といい、履修カードの記入は朱書する。

B 履修簿 各学部の全科目名と成績記入欄を印刷したもの。学生は履修カードを提出した科目に○印をつけ、教官名を記入する。

(3) 履修の手続

履修簿・カード等を各学部事務部へ提出→事務部でカードの乙片を保管、甲片を教官へ渡す→約1年後の新学期はじめ、事務部で履修簿に成績を記入して学生へ渡す。

(4) 提出の期間

履修簿は、前期授業開始の日から1か月以内に、履修カードは前後期それぞれ1か月以内に各学生が事務部から受けとり、必要事項を記入して、提出を終らねばなりません。(便宜上、学生の各学科代表者にまとめて受け渡します。)

(5) 履修科目の取消時期

履修科目のうち、何かの事情で履修を取止めたり定期試験を受けられないときは、遅くともその試験

の前日までに、履修科目の「取消願」を提出しなければなりません。「取消願」の用紙に担当教官の認印をもらって甲片を教官へ、事務用の乙片を事務部に差出します。

注1. 遅くとも試験前1～2週間前に教官の認印をもらっておくこと。

注2. 「取消願」を提出しないときは、成績原簿の記録が抹消されない。

(6) 追試験について

病気その他やむをえない理由によって、定期試験を受けられなかった人は、希望すれば追試験を受けることができます。三年以下の場合は一週間以内に、卒業予定者は直ちに申し出ること。一般、基礎、外国語の科目の場合には「追試験願」に科目担当教官の認印をもらい、試験日時を打合せ、事務部に提出する。専門科目の場合は直接担当教官に申し出る。いずれの場合も「やむをえない理由」を証明する書類をつけます。

3 教員免許状のための科目履修

卒業に必要な科目および単位と、教員免許状取得に必要な科目および単位とは、必ずしも一致しませんが、一般的に学生は種々の免許状を取りうる可能性をそれ

ぞれ持っています。

しかし学科によって、取りやすい種別の免許状や取りにくい免許状、またはほとんど取れそうもないものなど、いろいろの場合があります。

教員免許状取得希望者は、この冊子の「学科課程」と「教育職員免許状について」をよく照合して、自分の希望する免許状の種別とそれに必要な履修方法を研究するとともに、所属学科の補導教官や各教科関係教官等の指導をうけてください。

入学当初は、免許状に関心のない人も、卒業まぎわに欲しくなることが多いのです。そうなるとかなり無理な履修をすることにもなります。必要な単位が少しでも欠けると卒業できないように、必修の単位や全体の単位数が不足すれば免許状は貰えません。できるだけ早めに方針を立てることが必要です。

なお、教職教育科目のうち「教科教育法」（各免許教科ごと）を第3年次に履修していなければ、第4年次に「観察参加」と「教育実習」を履修することができないから注意して下さい。

4 授業と休業日について

定期休業日は「学則」の中に定められています。しかしいろいろな行事や事由のため臨時に授業が休みと

なる場合があります（半日全日等）、春、夏、冬の休業期間の始めや終わりも必ずしも学則どおりに行かない場合もあるのです。それらはすべて「学部事務部」を通して掲示されます。

教官が病気その他のため休講するときは、教官からの連絡により、事務部前に掲示されます。

5 定期試験について

学年を分けて、10月20日までが前期、21日以後が後期です。各期の終りに定期試験の期間が1週間ずつ設けられています。

各科目とも、前期後期それぞれの終了時に試験を行なうのが原則ですが、前期末の試験を省く科目もあります。前期だけで終る科目は、もちろん前期末に試験を行ないます。

これらの試験は、その期間内の平常の時間割で行なわれるのが通例です。学生は、事前に教官と必ず打合せ、筆記試験・レポートの別、その日時・場所について承知しておかねばなりません。前期末の試験は、10月10日までに終り、そのあと10日間試験休みとなり、後期末は卒業修了予定（専攻科学生等を含む）学生の試験は2月中旬までに行ない、第3年生以下の試験は2月下旬に行ないます。

6 転学部・転学科について

1 転学部・転学科を申し出ることのできる学生は、転学部・転学科の時期において在学1年以上となる見込のものとする。

転学部・転学科の期日は4月1日とする。

2 「転学部・転学科受験願」は所定の様式により、所属学科・所属学部事務部を経て学部長に前年度1月末日までに提出する。転学部・転学科受験許可は、2月中旬までに関係教授会の議を経るものとする。

3 転学部・転学科の可否の判定は当該学生の入学試験成績、在学中の成績および転学部・転学科試験成績を総合判定し、受入学部教授会の議を経て定める。

4 試験の期間は、2月下旬より3月上旬までの間に行なう。

5 転学部・転学科の許可者の発表3月17日

6 転学部・転学科者の在学期間は受入学部教授会の議を経て定める。

7 証明書の発行

学生、卒業生等が卒業（見込）証明書、成績証明書、単位修得（見込）証明書等を希望するときは、学部事務部備付けの「証明書交付申込簿」に記入しなければなりません。卒業証明書は大体その日に、成績証明書は4日目（ただし土曜午後・日曜は除く。）までに作成します。

8 教務関係事務の相談

履修上の各種の疑問は、主任教官等や学部事務部に

問合せ、事務部で解決できないときは、委員会や教授会等にはかりますから、相談して下さい。

9 掲示の場所

事務部が学生に連絡する事項は事務部前の廊下に掲示します。重要なことや学部共通のことは、屋外掲示板にかかげることもあります。見落しのないよう毎日一度は掲示に注意して下さい。

転 科 願

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長殿

(学科主任印) 学部 学科(専攻)
 ① (転入学科) 昭和 年度入学
 ② (転出学科) 氏名

このたび 学部 学科(専攻)に転科いたしたいと思いますがお許しくさるようお願いいたします。

氏名 ①

附 「外国語科目」の履修について

外国語 8

- 外国語科目は英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語および中国語に分かれている。外国語8とは1か国語についての修得単位数を示す。
- 外国語科目を2か国語以上修得する場合は、1か国語を必修科目とし、他の1か国語は選択科目として、履修することとなる。
 - なお、外国語科目の履修については次の内規がある。

区	英 語		ド イ ツ 語		フ ラ ン ス 語		ロ シ ア 語		中 国 語		英 語		ド イ ツ 語		フ ラ ン ス 語	
	(一 年 次)	(二 年 次)	初 級 文 法	初 級 演 習	中 級 読 本	上 級	会 話 全 一	会 話 全 二	高 級	会 話						
単 位	4	4	1	1	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
毎 週 授 業 時 数	4	4	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
摘 要	外国語8の該当科目									外国語8以外の科目(自由選択科目)						
備考	中国語上級及びロシア語初級は47年度開講、ロシア語上級は48年度開講予定。															

「体育実技」の履修について

体育実技では、所定の2単位(90時間)を、つぎの計画に参加して履修します。

- 正規の授業時間割による実習を第1コースといい、第I, II年次のあいだに60時間(1/2単位×4)を履修します。
- 別に定める学内および学外における体育計画に参加するものを第2コースといい、30時間を第IV年次前期終了までに終了します。

第2コースの計画はつぎのとおり予定しています。

- 全学遠足 5月 全学 3時間
 - 体育祭 11月 全学 3時間
 - シーズンスポーツ
 - スキー実習 1月上旬 3月上旬 計80名各15時間
 - 水泳実習 7月上旬 約50名 6時間
 - スケート実習 11月下旬 約100名 3時間
 - 特別コース
 - モダンギムナスティクス前, 後期約50名各15時間
 - 選択球技 前, 後期約50名各15時間
- ※特別コースはシーズンスポーツに参加できない者のために特設する。
ただし15時間をこえることはできない。

VI 図書館の利用について

この便覧をよまれる頃は、図書館の増改築は完成し、内部設備にとりかかる頃と思います。新しい図書館は、主として自由接架式となり、出納式を併用します。

二階の参考図書室と自由接架図書室へ入るには、入口で閲覧票または学生証を提出し、ロッカーに携帯品を入れて、ノート・鉛筆だけで入ります。室内の書棚の図書は自由にとりだしてみられます。とり出した図書は必ずもとの位置に戻して下さい。ほかの人が利用する時に見つからないようでは困ります。

参考図書室には利用度の高い辞書事典・ハンドブック統計・索引・地図類がおいであります。自分の調べる事柄がどの本に出ているかわからない時は、係員におたずね下さい。

自由接架図書室の現在書棚にある本は、もちろんみればわかります。書棚にない本は、貸出中であるのか、もともとこの図書館にないのかわからないと思いますが、その場合はカード目録で探すのです。書庫に入っている本についても同じです。

この図書館の目録は、大学中にある図書が出ている総合目録です。この図書館にない文献はどこに行けばみられるかということは、やはり係員にきいて下さい。

カード目録には、書名目録、分類目録、人名目録、件

名索引があります。カード在上の**配備部局**という所に、「哲学」「数学」「庶務課」など書いてある図書は、その部局へ行って閲覧を願い出て、それぞれの研究室の規則に従って下さい。但しその場合はその研究室や教官の都合をきいて、支障のある場合には閲覧を遠慮して下さい。

配備部局という所が空欄になっている図書が、図書館にある図書です。図書館の図書を借りるには**図書借覧証**に書名、請求記号、冊数、閲覧年月日などを記入し、署名の上係員に差し出して借り受けて下さい。

館外帯出できる冊数は学生一名につき3冊以内です。返納期限は一週間で、特に利用度の高い図書は3日以内です。館外帯出の場合は帯出・返納の都度**図書閲覧票**を係員にみせて、必ず検印を受けて下さい。

雑誌は館内閲覧に限ります。内外大学、研究所の紀要類、官庁出版物などについては係員におたずね下さい。新聞は一階に出しますが、前日およびそれ以前の縮刷版については二階におくようになると思います。

二階の**一般閲覧室**は、読書に執筆に自由におつかい下さい。

なお、図書館の中では館内規律をお守り下さい。静粛にすること、飲食をしないことなど特にご注意下さい。

これを書いている段階では、まだきまっていない点が沢山ありますので、いずれ入学式後のオリエンテーションや、新図書館が全面的に開館する時に、くわしい事をお知らせします。それまでは、事情がいろいろに流動しますので何かとご不便をおかけ致すことと思いますが、どうぞご了承下さい。

どんなことでも係員におたずねになり、有効に図書館を利用して下さい。(昭和47年2月現在)

V. 学生生活関係

- 1 厚生補導機構…73
- 2 学生部…74
- 3 補導委員…74
- 4 顧問教官…75
- 5 課外活動…75
- 6 ヘルスセンター…79
- 7 奨学金…85
- 8 学資貸付金…88
- 9 就職・アルバイト…89
- 10 授業料免除等…90
- 11 宿舍…93
- 12 食堂…96
- 13 学生証…100
- 14 通学証明書・学割証…101
- 15 在学証明書…102
- 16 休学・退学・他大学への転学…102
- 17 身上の異動について…104
- 18 諸手続一覧…105

れんらく

外部から学生への個人的な連絡の取次ぎは不可能ですが、病人その他緊急を要する場合は伝言・掲示等で連絡しますから、連絡板に注意して下さい。

郵便物

個人あての郵便物は、大学気付で出さないでください。やむをえず出す時は、あなたの所属学科名・学年を明記するように差出人に連絡して下さい。自治会や文化部、運動部宛の郵便物は学生会館の各部の郵便受に入れられます。

学内を美しく

最近学内もいくぶんきれいになってきました。みなさんの一層の協力をお願いします。日常の身のまわり、行事の後始末など特に注意して、みんなで美しく心持よい学内にしましょう。

盗難予防

授業には教室の移動が多いので、席を立つ時には、必ず身の廻りに気をつけ、また盗難予防についても各自で気をつけること。

火災予防

屋外屋内とも火気の処理については各自が注意し火災予防に協力するよう努めること。所定のもの以外のコンロ、暖房器具等の使用は禁じられており、構内でたき火も禁じられています。廃品を焼却する必要がある場合は焼却炉を使用すること。

遺失物

学内の遺失物は、学生課で取扱っています。学内で落し物を拾得したとき、また忘れ物をしたときは、学生課へ届出て下さい。

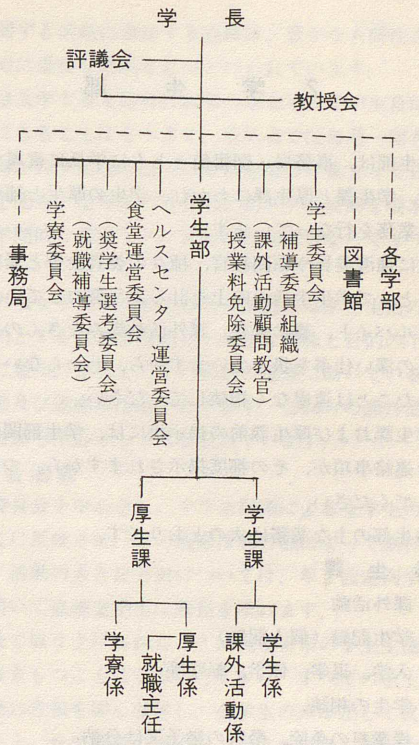
1. 厚生補導機構

学生時代には、教室で深い教養を身につけ、専門の学術研究に励むのが第一ですが、いっぽう、その余暇に課外活動や交友その他日常生活を通じて、人格形成の糧を得、貴重な社会的経験を深めていく面も、それに劣らず大きな比重をめています。

この両面の成果をあげるために、大学には右の図に示すような厚生補導機構があります。

学生に関係の深い事柄については、それぞれ委員会が設けられていて、関係教官によって慎重に審議されます。各クラスには補導委員があり、文化部、運動部の学生団体には顧問教官が学生からの相談に応じています。

又修学途上においては心身共にいろいろ困難な問題に出会うことがありますが、そのような時にはもちろん補導委員に相談してよいのですが、その他にヘルスセンターの診療室や学生相談室があって専門的立場から相談に応じています。



2. 学 生 部

学生部は、事務局・図書館とともに学長に直属する機関で、学生課と厚生課にわかれ、学生の厚生と補導に関する業務を行なっています。

常に補導委員や顧問教官、種々の委員会等と緊密な連絡をとって学生生活の向上を計るよう努力しています。

アルバイト、奨学資金、課外活動等みなさんの生活に関係の深い仕事を扱っていますから、わからないことや困ったことは遠慮なく相談してください。

学生課および厚生課前の掲示板には、学生部関係の重要な連絡事項が、その都度掲示されますから、つねに注意してください。

学生部の主な業務は次のとおりです。

学 生 課

課外活動

学生記録（個人記録）

入学、退学、休学、転学等

学生の相談

授業料の免除、徴収の猶予又は分納

学生証、通学証明書、学生旅客運賃割引証

外国人学生

厚 生 課

学生の健康管理

奨学金

就職・アルバイト

学 寮

食 堂

学資貸付金

3. 補 導 委 員

各学科学年別に補導委員があり、次のような組織で定められています。

各クラスの補導委員は別冊の開講科目に記載されています。

補導委員組織

1 専攻学科別に補導委員を置く。

委員は大学教授・助教授・専任講師でその所属学科主任の推挙した者。

2 委員選出の方法

学科主任が各年次の責任者を決定する。

3 委員の任務及び任期

任 務 学生生活の向上に関する学生の補導（学習上、健康上の問題、育英奨学金の世話、その他一般的補導）

任 期 委員の任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

4. 顧 問 教 官

自治会文化部・運動部等に属する学生団体の各々には顧問教官があります。顧問教官には団体のメンバーが最も適当と思われる先生を依頼しています。団体の活動については先生と十分に連絡をとって課外活動の成果をあげてください。

5. 課 外 活 動

（担当・学生課課外活動係）

大学の四か年在学中勉学の余暇を利用して正課以外の学術・社会・芸術・宗教・スポーツ・レクリエーション

などに関する活動に参加する経験は、豊かな人間性を育てるために重要な意味をもつといわれています。

学生は入学すると同時にお茶の水女子大学学生自治会の一員になることとなります。自治会では毎週一回各学部各学科から学年別に出ている自治委員が集まって自治委員会を開き、全学生の社会的な要求や経済的な要求、または学問的な要求などに応じて討議を行なっています。

お茶の水女子大学学生自治会の活動には学生生活の向上を目的とする自治会活動と、共通な興味と目的の下に全学的に集り、協力してその目的の達成に動いている文化部活動及び運動部活動があります。これらの課外活動は学生会館を中心として行なわれています。

●自治会活動

自治委員会を中心とし、クラス討議による全学生の意見をここに反映させ、その決定は執行部によって執行されます。活動の大きな方針については、年2回定例学生大会を開いて直接全学生に意見を求めます。

自治会で取り上げられたことは現在将来の学生生活に深い関係をもつことになるのですから、すべての学生は自治活動の意義を深く理解し、全学生の声が正しく反映されるよう、自治委員の決め方・クラス討議・学生大会

への出席等について充分考えてください。

どんな場合でも大学との関係は信頼と理解であって、学生委員会と自治委員会または執行部はよく懇談会を開いて隔意のない話し合いをしています。委員の学生はこういうときには是非出席して意見を交換し、学生委員会の先生方の声をクラスに伝えてください。

●文化活動 運動部活動

みなさんの負担している自治会費の中から補助をうけて文化部、運動部は次のような活動をしています。

文化部

カトリック研究会・プロテスタント聖書研究会・社会科学研究会・E.S.S.・ロールベールクランツ・ドイツリート研究会・新聞部・美術部・写真部・華道部・合唱団ハトの会・氷川下セツルメント・マスコミュニケーション研究会・お茶大コンコルディア・箏曲部・児童文化研究会・お茶の水管弦楽団・茶道部・日本舞踊研究班・掬水会・ギタークラブ・エスペラントクラブ・八千代町セツルメント・部落問題研究会・アジア問題研究会・書道部

運動部

バレーボール部・バスケットボール部・軟式庭球部・硬式庭球部・卓球部・ダンス部・リモーネスキークラブ

スケート部・ワンダーフォーゲル・山岳部・水泳部

同好会

あらぐさ・山谷地区学習会・安保研・緑会・K.W.S.・雑誌編集部・旅の会・野外研究会・第三文明研究会・中国研究会・ユネスコ研究会・歴史研究会・青少年友の会・演劇研究会・バトミントン部・テニス同好会・コーラス同好会・マンドリン同好会

以上の部活動団体の他に自治会に属さないで活動している団体もあります。

以上の各班は日常定期的に集会をもっていますが、秋には微音祭（開学記念行事）といって体育祭、文化祭を全学的に催します。

学内におけるこれらの学生活動が、それぞれ円滑に行なわれるために学生準則があります。

学生準則にかかわる問題がおこったとき、または自治会等に問題があるときは学生委員会と自治会執行部は協議会を開いてその解決に向って努力しています。

●課外活動に関する手続きの主なもの

団体の設立について——（学生準則参照）

団体を設立しようとするときは、顧問教官を定めて所定の様式に記入し、規約・名簿等を添付し自治会の承認をえて学生課に提出してください。

顧問教官をお願いする先生が見つからないで団体の設立に困るときは、学生課に相談に来てください。毎年5月末に団体更新届を出すことになっています。この届を出さないと公認団体としての活動ができなくなります。

集会について——（同）

集会は主に学生会館で行なわれています。学生会館を使用するときは、学生会館のとりきめにしたがってください。

本館その他の施設を使用するときは、集会届に記入し、顧問教官の認印をうけて学生課に提出して下さい。施設にはそれぞれ管理する部局があり、借りる場合にはその承認が必要ですので、学生課の認印をうけたら借りようとする部局の承認をえてください。集会届はおそくとも二、三日前には出してもらいますが、外部の人が交わる場合は管理上手続きが簡単でないので必ず規定どおり8日前に提出してください。

集会では、備品の管理、火気に充分注意し、また器物を破損したときはすぐ学生課（時間外の場合は宿直室）へ届けてください。

掲示について——（同）

用紙は新聞1頁大以下のものを持ち、なるべく多勢

の人が利用できるようにしてください。大書した字や色彩のつよい掲示しか目に入らないということのないようにしたいものです。

掲示内容に事実と誤りがあるもの、あきらかに他人の迷惑となるもの、掲示の責任者が明記されていないもの、公認団体でないもの等は注意をうけます。

掲示板には自治会管理のものと同様掲示とがあります。自治会の掲示板には、自治会活動（課外活動を含む）のものを掲示し、自治会が管理します。

一般掲示板上に掲示するときは、学生課で捺印して、掲示期間、掲示場所等を書き入れます。立看板については一般掲示と同様に取り扱います。

掲示は必ず所定の掲示板上に掲示し、それ以外のところには掲示しないようにしてください。

期間のすぎた掲示は各自責任をもってとりはがしてください。

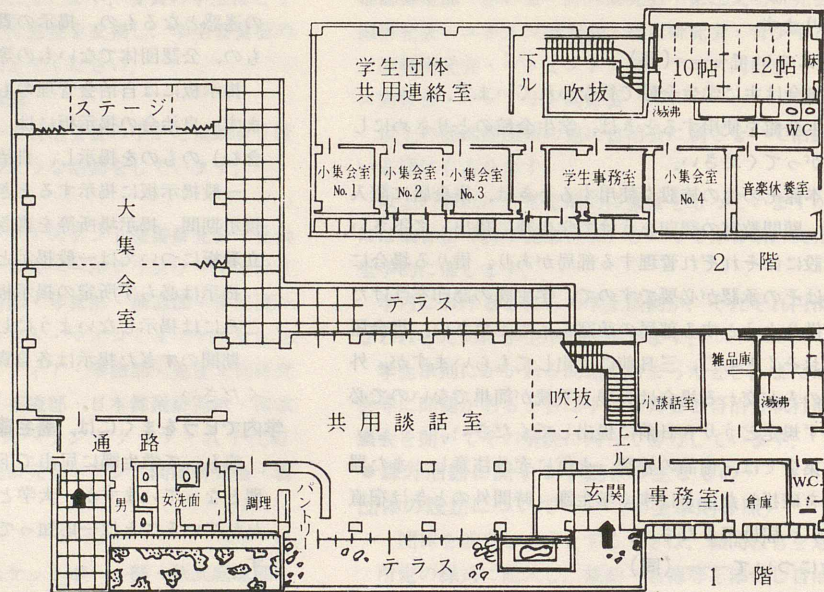
学内でビラをまくには、署名運動等をするには——（同）

前もって学生課に届出て下さい。これらは自治会管理となっていますが、大学としては管理上学内で行なわれていることは一応知っていなければならないのです。

学生会館

学生会館は昭和35年3月竣工し、その規程等の未制定のため36年4月から臨時開館され臨時運営委員会によって運営されている。

各階面積	
1 F.L.	578m ²
2 F.L.	342m ²
計	920m ²



6. ヘルスセンター

図書館を左に見てコンクリート舗装の坂道を上ると、学生会館と対して、右側に芝生を前にして明るいグリーン色のバンガロー式の建物が見えるでしょう。これがヘルスセンターの建物です。

ヘルスセンターは、みなさんの健康に関する一切の相談を受け、適当な処置をするために設けられた施設です。

健康というとすぐ身体的なものだけを考えがちですが私たちは精神的な健康のことも含めて考えています。

そこで中央の緑十字のガラスのドアをはいると、向って左側がレントゲン室、診療室と休養室で右側が測定室と学生相談室です。診療室や休養室はもちろんみなさんが身体に異常を感じられた時、又はそれほどなくてもひどく疲れたり気分が悪かったりする時に、診断や治療や休養をするための施設です。測定室はみなさんの健康に関する記録を備えてみなさんが自分で健康を管理するための設備ですし、学生相談室は診療室が主として身体に関する病理的診療をするのに対して、それ以外の精神

的な、学生生活に起る一切の問題についてみなさんの相談に応ずる施設です。

まず身体に関する病理的な診療については、校医の先生と特にお願いした東京大学医学部および東京大学附属病院小石川分院と都立大塚病院の医師や本学の教授たちが協力して当たってくださいます。病状の軽微なものはここで処置しますが重症や療養に特殊の設備を要するものなどは、ここでどの方面の治療を必要とするかを診断します。

以上は症状がはっきりしている場合の処置ですが病気でなくとも自分の健康については自分で注意してその増進につとめ、病気を予防し又早期に発見するといった、一口にいうと自分で自分の健康を管理するようにしたいと思います。それがみなさんがいつも自分を健康に保つ基礎工作です。それにはまず自分の身体についての医学的知識を持たねばなりません。又それに必要な検査等を自ら進んで受けてその結果をカードにとり、医学的基礎に基いた自分の健康の管理をしていただきたいのです。大体自分の身体についてはかなり無関心な方が多いようですし、ことに女性は診断を受ける煩わしさや時には病気に対する理由のない恐怖などの為に、科学的に自分の健康に留意し、科学的に処置するのを避ける傾向があり

ます。それが病気を治療する上に時期を失する結果にもなりますから、そういう傾向はぜひ一掃して、どうか気楽に診療室を訪れて下さい。さらに身体の健康を保持するためには、生活環境全体に対する注意が必要です。食事はもとより居住の清潔や騒音の防止等、自宅はもとより学校の教室や学寮の衛生等についてもじゅうぶんの管理が行なわれるとき、はじめて保健衛生についての理想に達することができることを忘れてはならないと思います。

ところで健康は身体のみのことではないと申しましたが、身体には欠陥がなくとも、何か精神的に不安や焦燥がある。一方で神経が鋭くとがり、感情が高揚するとともに他方では又絶望的な気持や虚無感に襲われる。何をやる気もなければ又しないでもいられない。学校の授業も研究もおもしろくないし友人との間も煩わしい。自分を全的に投げこむのが欲しいのだがそれが得られない。大勢の中において自分だけは孤独である。そういったことを感じる時はありませんか。あるいは上のような漠然たる不安でなく、はっきりした原因があるが、その原因は自分の力ではどうにも取り除けない。複雑な網の目からまってどうしてもほどこないばかりか、何か迫られるような気持でセツパ詰った緊迫感があり、しかし自分に

ついては無力感のみつよい、そういう時もあるでしょう。そういう時にはどうか学生相談室をたずねてください。学生相談室は診療室が身体的な方面の相談を受けるのに対して、精神的な相談を受ける施設です。しかし一口に精神的な問題といっても、いろいろあり得ると思います。純粹に精神病理学的なものもありますし、心理学的ないわゆるカウンセリングの扱うべきものもありますし、又そういうものでは取扱えない個人的な人間の心の機関に関するものから、家庭関係や学校生活社会生活又は世界観や人世観に及ぶものまで多種多様だと思います。あるいは精神的な悩みが実は具体的な個人的な経済生活面に関している場合もあるでしょう。家庭が経済上の不幸にみまわれた上に自分は病気である。そういう生活環境の中でどうしてよいかわからないといったこともあるでしょう。そうした時にもぜひ学生相談室に相談してください。こういう人生に起る又起り得る一切の問題に対して即座に解答を用意し、解決を与えることは、できない事かも知れません。しかしお互いに人生に生活している人間同志が相談してみることによって案外解決の糸口が見つかることもありますし、又ただちに解決できなくても少くともその解決を目指しての努力を分担し、心と心との窓を開けることによって生きて行く勇気が得られること

もあるのではないのでしょうか。もちろんこうしたことはみなさんの近親の方や友人や先輩、又学部学科の先生方にも相談できるわけですが、学生相談室はそれとは別な面からこれ等の方と協力してやってみようと思っているのです。したがって相談室は精神病理学の方面と心理学的カウンセリングの方面と従来の補導委員の担当した方面を総合して、それぞれの面で相談の必要に応じたいと思います。これもまた学校の内外の専門の学識経験者に当たっていただくことになっています。

一体身体と精神の異常がどうして起るか、それには原因の明かにできないものもあって簡単にはいえませんがあなた方とその生活環境との間の調和が破れる事が原因となって起る場合が多いように思います。こういうことは今までとちがった生活環境で生活することになったときたとえば高校から大学という別の世界にはいたり地方から東京という激しい生活に変わった時などに往々にして起り勝ちです。あるいはそういう外的な眼に見える変化がなくても、新しい人間関係が生ずればそれも新しい生活環境になります。それにどうアジャストするかは人によって違うでしょう。しかし突然の変化で身体も精神も極度の緊張と使用から疲労し刺激に堪えられなくなり異常な状態に陥ることも可能であります。普通ならばわ

れわれはそれに次第にアジャストすることができるわけですが、時に破たんを生ずるわけです。私達は私達の学園のうちにこうした破たんが時として起るのを悲しい気持で思い浮かべずにはいられないのです。一人の人間の生命は全世界よりも貴いといえます。それは一人の人間の生命はそれを救うために全世界の力が動員されてもよだけの値うちがあるということでしょうか。

どうかして学園全体の人達が身体も精神ものびのびと健康であってほしい。そして生命の貴さというものを知りそれをいとおしみ、それゆえにそれを脅かす身体的精神的障害を究明し排除し克服する勇気をもって欲しい。それに対する助言と協力のために幾分でも寄与することができればというのが本来ヘルスセンター設置の心からなる願いなのです。どうかその気持をよく理解して全学園の方たちが進んでこの施設を利用されるとともに、又この施設に援助をおしまないでいただきたいと思えます。

ヘルスセンターは、全学園の施設です。したがってその運営にあたる運営委員会には学生も教職員も全学園のそれぞれの代表者が出ております。その方々を通じてでも、あるいは各自でもかまいません。この施設に関心をもつ方は自由に希望と意見とを寄せて下さい。

そしてこのヘルスセンターがほんとうに身体精神両面にわたる健康を保持する源泉となり、それによって少しでも学園生活を豊かに明朗にすることができるならば、それは関係者にとってこの上ない喜びと申さねばなりません。それにしてもあの建物に親しみを持ち、何でも心おきなく訴えもし要求もし相談もしてください。ある意味で一切の苦情の引受け所であり、同時に新しい生活の出発点でもあることがこのヘルスセンターの使命であるはずですから。

お茶の水女子大学ヘルスセンター運営要綱

昭和32・2・1 お茶の水女子大学

- ヘルスセンターは、健全明朗な学園生活を享受しつつ、修学及び勤務の目的を達成するための事業活動を行なう。
- ヘルスセンターの活動は、常に精神的、社会的要因について偏ることなく考慮が払われ、特に学生の理解の下に行なわれなければならない。
- ヘルスセンターは、大学教育の一面を担うとともにその成果は学生の発意と協力とによって達成されるので、これが助長に努めなければならない。
- ヘルスセンターは、学生、教職員すべてのための共同施設であるから、すべての人が常に話し合いながら有

機的統一のあるように運営を行ない、他の学内機関とも密接な協力関係を保ってその成果を挙げるべきである。

- ヘルスセンターは、各自が健康に対する自主的能力をつちかい、実践の態度を確立し、将来社会の指導者たる資質の向上をはかるよう運営されなければならない。
- ヘルスセンターの活動内容は、おおむね次の七つに分けられる。

(1) 健康管理

身体検査、健康相談、保健教育活動を通じて心身異常の予防、早期発見及び鍛練に努める。

(2) 診 療

疾病、その他心身の異常の治療と救急の処置を行なう。

(3) 測 定

形態、機能、運動、適性その他心的傾向の諸測定を行ないかつ指導する。

(4) 相 談

個人的、家庭の問題、対人関係、学業、就職、経済等の諸問題につき相談助言を行なう。

(5) 環境衛生とその管理

学園、学寮、下宿等居住に関する衛生事情の向上を

はかる。

(6) 栄養管理

栄養の摂取及び食品衛生の状況を調査し、その指導を行ない、かつ向上をはかる。

(7) レクリエーション

種々のレクリエーション活動が、自発的に行なわれるよう指導し、アミューズメントの施設等の整備をはかる。

- 以上ヘルスセンターの運営については、学内の意見をじゅうぶん反映し、絶えずその事業活動が改善されるようにしなければならない。

ヘルスセンターの利用について

ヘルスセンターがどのようなものか、よく解ったことと思しますので、ここで実際に具体的なドアの叩き方、またその中の様子をお知らせしましょう。

ヘルスセンターは午前9時から午後4時30分まで開いています。(但し土曜日は12時まで) 昼休みは11時30分から12時30分までですが、急を要する場合は、この時間内でもさしつかえありません。

(1) 診療室、休養室について

診療室では、毎日午後2時から4時まで、校医及

び東大と都立大塚病院の医師の診療、健康に関する相談が受けられるようになっていきます。レントゲンの設備(6×6フィルム撮影は不能)があるので、希望者のあった時に限り、技師に写真撮影(12時30分から1時までの30分)を依頼しますので、この場合は必ず前日までに係員にお申込みください。

なお、休養室にはベッドが3台あります。気分の悪い時、休養を要するときはいつでも御利用下さい。診療に関する諸費用は次のとおりです。

- (イ) 診療、健康相談…本学教職員、学生、生徒はすべて無料。
- (ロ) 治療(薬品、衛生材料などの使用を含む)について…急を要する疾病、傷害については、原則として(イ)と同様無料です。
- (ハ) レントゲン検診…大学が行なう所定の健康診断(定期・臨時)の時全員無料
- (ニ) 治療に必要な諸検査…無料

なお、現在、診療科目は月・火・水・金は内科、木は婦人科ですが、他の科目の疾患の場合にも、各々関連し合っているものですから、一応医師又は係員に相談してください。

(2) 測定, 検査室について

測定室では, 現在のところ, 次のような測定, 検査をすることができます.

- 形態の測定・身長, 体重, 胸囲, 坐高, 上膊囲
その他の計測
- 身体機能の測定検査・視力, 握力, 血圧, 検尿, 血沈, 心電図, その他一般臨床検査.

身体に何か異常を感じたとき, それをいつまでもそのままにせず, また, 理由もなく, ただ病気を誇大視して恐れるようなことのないように, はっきりと原因を確かめ, それに応じた処置をとって, 積極的に健康の保持, 増進につとめてゆきたいと思います.

(3) 相談室について

相談のためには, どの先生に希望してもよいのですが, ヘルスセンター相談室には, 次のような先生が専門的に相談委員になっています.

相談員氏名	所属学科
浅見千鶴子	児童学科
市古宙三	史学科
太田次郎	生物学科
坂上次郎	物理学科

周郷博	教育学科
藤永保	" "
田口恒夫	児童学科
中山時子	文学科(中文)
松村康平	児童学科
湯沢雍彦	家庭経営学科

以上の諸先生は, それぞれ本務の講義や研究のため, 時間的に制限もありますので, 相談に当る日時が一応決まっています. その時間内はみなさんの希望, 連絡を待っているわけですから前もって次のような相談申込カードに記入し相談室の係員に申し込んでください.

なお, 相談は必ずしも一人でなければならないことなく必要なら何人でもかまいません. また, クラス全体の問題となっているようなことを, 補導教官, 関係教官と相談することもできます. いずれの場合にも, 前もって係員に申し込んでください. その他, 学生相談室としてのいろいろな活動例えばティーアワーなどを行ないますので大いに活用してください.

相談についてのこと, またそれ以外のことでも, 希望すること, 不明なこと, 不満なこと, ちょっとたずねたいことなどありましたらどうぞ係員のところにおいでください. 皆さんのための学生相談室です. どうぞ, どし

どし利用してください. 必要があれば, 秘密を確保することにもなっています. 個人的な相談に関する内容, 記録などは, もちろん一切他にもいれるようなことはありません.

7. 奨学金

(担当・厚生課厚生係)

日本育英会奨学金制度

1. 日本育英会の性格

日本育英会は, 優秀な学徒であって, 経済的理由により修学困難な者に, 学資の貸与その他育英上必要な業務を行なって国家有用の人材を育成することを目的とする日本育英会法に基く特殊法人です.

日本育英会は, すべて昭和19年2月16日制定された日本育英会法(法律第30号)およびこれに基く日本育英会規程によって運営されているもので, 次のような性格を持っています.

- 1 教育の機会均等の精神を基とし, 奨学生の採用については, 国立私立, 昼夜間, 男女等による差別はありません.
- 2 貸与されている奨学金の財源は, 主として国民の

相談申込カード

№ _____ 申込年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____

生年月日 _____ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 才)

所属 _____ 学部 _____ 学科 _____ 専攻 _____ 年

連絡先 _____

健康状態 _____ 良, _____ 可, _____ 不可,

相談担当日時 希望

① _____ 月 _____ 日 _____ 時~ _____ 時

② _____ 月 _____ 日 _____ 時~ _____ 時

相談担当者 _____

相談に関する希望事項 _____

負担する税金によるものです。

3 毎年卒業する奨学生からの返還金は、翌年の事業費に繰入れられます。したがって、現在奨学生が貸与されている奨学金には、先輩からの返還金が含まれていて、返還金は、育英会の生命を保つために絶対に必要なものです。

2. 奨学生の資格

1 日本育英会から学費の貸与を受けることのできる者は、日本国民であって、学校教育法による高等学校（別科、専攻科を除く。但し、盲、ろう学校専攻科を含む）大学（別科を除く）および大学院に在学する学徒です。

2 日本育英会から学費の貸与を受ける学徒（奨学生）は、品行方正、学術優秀、身体強健で、且つ、家庭の事情等から学費の支弁が困難と認められる者で、学校長の推薦されたものから選ばれます。

3. 奨学制度と貸与月額

A 一般奨学生

6,000円

B 特別奨学生

イ. 自宅より通学する者 8,000円

ロ. 自宅以外より通学する者 12,000円

C 大学院奨学生

イ. 修士課程 23,000円

ロ. 博士課程 30,000円

(備考)

(1) 原級にとどまったとき又は卒業期間を延長したとき、貸与を停止されます。

(2) 成績の状況により貸与期間の短縮及び停止・廃止されることがあります。

4. 奨学生出願の手続

1 奨学生を希望するには、現に在学する大学の学長に願書を提出し、推薦を受けなければなりません。従って、本人から願書を、直接日本育英会に提出しても受理されません。すなわち、大学の奨学事務所掌部局（学生部厚生課）から所定の奨学生願書用紙の交付を受け、本人と連帯保証人とが、必要事項をありのままになるべく詳しく記入し、大学に提出するのです。

連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代るもので奨学金返還の責を負うものです。

2 学長が、在学生から奨学生願書の提出を受け、これを推薦すべきものと認めるときは、奨学生推薦調書に必要事項を記入し、日本育英会に提出します。

3 日本育英会においては、提出された書類を慎重に審議して奨学生を決定するわけで、推薦された者が全員採用されるものとは限りません。

4 出願書類は、年次又は奨学生の種類によって提出の時期が違うから注意してください。このことについては、その都度学生部厚生課前の掲示板に掲示します。

5. 家計急変者の応急採用ならびに災害による採用について
家計急変により応急採用を必要とする者、災害により採用を必要とする者は、別途考慮して推薦されることがありますから速やかに連絡してください。

(注) 日本育英会の奨学金制度の外に、本大学の関係のある地方の奨学機関は次の通りです。

大阪府育英会

長崎県奨学金

富山県奨学資金

富山市育英資金

東京都大田区奨学資金

横浜市育英奨学金

東京都育英資金

青森県育英会

岐阜県育英会

今治市育英会

防府市奨学金

山口県奨学会

これらの奨学機関における制度の内容は、だいたい日本育英会のそれに準じているようです。

8. 学資貸付金

(担当・厚生課学寮係)

国許から送金がおくれたときとか、病気になったときおよび事故にあったとき等、急にお金が必要になったとき次の内規によって学資金を借りることができます。

お茶の水女子大学学生部学資金貸付制度内規

1 申込資格

本学の学生であって、授業料の納入その他個人的生活上緊急に経済的援助を必要とするものに限る。

2 申込手続

学資金の貸与を受けようとする学生は、所定の申込書に所要事項を記入し、補導委員の承認を得てから申込みものとする。

3 貸付金額

授業料および寄宿料納入に関するものは、その納入額

を限度とする。その他の場合は申込学生の希望や、当面の事情等を参しゃくして、貸付金額をきめる。この場合は原則として一回に6,000円を限度とする。

いずれの場合も返済後でなければ次回の貸付は行なわない。

4 返済期間

貸与の日から返済の日までの期間は6か月以内とする返済期間までに返済できない学生は、予め補導委員の承認を受け返済期日の前日までに厚生課に延期を願出するものとする。

但し、卒業する者は卒業式の前日までに、休・退学者は、その手続きをする日までに返済しなければならない。

5 申込および返済場所

申込および返済に関する事務は学生部厚生課で行う。但し、現金の受払は会計課出納係において取扱う。

6 申込、貸付および返済取扱日時

申 込 日 時	} 毎日午前10時から午後4時まで (但し土曜日は午前中)
貸 付 日 時	
返 済 日 時	

但し、休業日および日本育英会奨学金の現金支給日は取扱いをしない。

7 貸付利率 無利率とする。

8 特別措置

特別な事情で前記の規程によらないで貸付を受ける必要のある学生は、学生部長に申し出て、特別許可を受けるものとする。

9 審議機関

学資金貸付に関する主要事項については、本学学生委員会において審議するものとする。

9. 就職・アルバイト

(担当・厚生課厚生係)

就 職

就職を希望する学生については、3年生の1月より厚生課にて就職指導懇談会を行う。くわしい手続きなどについては、その折印刷物を配付する。

例年100%の就職率で相当数は教育職関係に就職をする。

アルバイト

学生のアルバイトは、厚生課のアルバイト係で取扱っている。この係は、学生の斡旋を、積極的に、且つ、円

滑に推進するため、現在専任職員を一人おきこれを中心に厚生課全職員が全力を挙げてこの仕事を援助することになっている。

アルバイトのあっせんを受けるには

まず、この係員のところにゆき、家庭教師を希望する場合は備付の「求職票」に所要事項を書き入れ係員に面接してから登録を受ける。それからは、係員からの通知を待つ。一般アルバイトの場合は厚生課前の掲示板に発表された募集広告の中から、希望するものを適宜選んで、係員に申し出れば係員は求人側の諸条件を勘案し、求人側に紹介する。この際必ず係員から紹介状が交付されるから、求人側を訪ねる場合は、これを持参する。

経済的な事情その他の理由で緊急にアルバイトを必要とする者は、優先的に斡旋することも考慮するから、該当者は、係員にその旨を申し出て相談する。なおタイプ、珠算、速記、翻訳、英会話等の特技を有するものは登録の際に、申告しておくくと有利な場合もある。本学のアルバイト斡旋状況は、時によって多少異なるが、一か月の求人数は40件乃至80件であり、その職種は多種多様である。女子大学であるため、家庭教師が最も多く、これに次いで調査統計事務、資料整理、筆耕、その他一般事務系統の仕事である。雑役、屋外労働などの肉体的なもの

はすくない。就労時間もまちまちであるが、家庭教師などは1週2日が最も多く、1日の指導時間が2時間乃至3時間である。そして、この仕事は概して長期に亘ることが多い。日雇的なものは大体1日8時間労働が原則であって、2日～3日位の短期間のものが多いが、まれに夏休み中など1か月に亘るものもある。

アルバイトの収入は、求人側の雇用条件、職種などによりかならずしも様でない。

本学で最も多い家庭教師は、1週2日、1日2時間で月額7,000円～9,000円である。

ただし、新入生の場合には、大学生活に慣れる必要があるので1年前期の家庭教師は困難であり、夏期休業後が望ましい。

日雇的なものは、賃金に非常に幅があるが、1日約1,200円～2,000円位が普通のようなものである。

10. 授業料免除等

(担当・学生課学生係)

年2回4月と10月の指定された期限内に授業料を納め

ることは学則第34条に示されていますが経済事情のため、免除・猶予・分納等を希望される学生もあるでしょう。この場合は次の授業料免除および徴収猶予取扱規程により申請書等を学生係へ提出して下さい。なお手続については毎年2月中旬と6月下旬に学生課前に掲示されますからよく注意して下さい。

その他休学・転学・退学者の授業料は次のとおりです。

休学者の授業料

- 1 納入期限までに許可を得た場合は、その翌月から復学の前月までの分を免除される。
- 2 納入期限後に許可を得た場合は、その期の分は納めなければならない。

転学・退学者の授業料

転学又は退学をする場合でも、その期の分は納めなければならない。

● 授業料免除および徴収猶予取扱規程 (抄)

(免除の資格)

第2条 学部、大学院、および専攻科の学生(以下「本学学生」という。)であって、経済的理由のため授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるもの

に対しては授業料を免除することができる。

但し、新入学生(本学の学部を卒業し、引き続き大学院または専攻科に入学した学生を除く。)に対しては特別の事情がある場合を除き、入学した日の属する期分については免除の許可をしない。

(免除の額)

第3条 授業料免除の許可は、年度を2期に分け当該期分ごとに行なうものとし、免除の額は、各期分の授業料について全額または半額とする。

(免除の手続)

第4条 授業料の免除を受けようとするものは、所定の期日までに下記の書類を学長に提出するものとする。

- 1 授業料免除申請書
 - 2 家庭調査 家族・家業・家計等につき詳細に記載したもの
 - 3 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、学生または当該学生の学資を主として負担している者の居住地の市(特別区)町村長の証明書
- 2 前項に定める書類のほか、源泉徴収票、所轄税務署の証明書、その他必要書類の提出を求められることがある。(申請書の提出期間)

第5条 授業料免除申請の期間は、次の通りとする。

第1期 4月1日から4月30日まで

第2期 9月1日から9月30日まで

但し、風水害等特別緊急の事情による授業料の免除申請は、この限りでない。

(選考機関)

第7条 授業料の免除は、当該学生の免除申請に基づき補導委員の選考を経て学長が決定する。

(許可の取消)

第8条 授業料免除の許可を受けたもので、許可の決定後免除の理由が消滅した場合は、学長はその許可を取消するものとする。

(災害の場合)

第11条 学生または当該学生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合は、当該学生の申請に基づき、災害の発生した年度の授業料について、災害の発生した翌期に納付すべき授業料を、学長が被災による納付困難な事情を認定の上、免除することができる。

但し、災害発生の時期が当該期の授業料免除申請期限以前である場合は、当該期分の授業料についても免除することができる。

第16条 学生または学生の学資を主として負担してい

るものが風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、当該学生の申請に基づき学長が被災による納付困難な事情を認定して寄宿料の全額を免除することができる。

(徴収の猶予)

第 18 条 授業料の徴収猶予は、次の各号に該当する場合に当該学生（行方不明の場合は保証人等）の申請に基づき、学長が選考の上許可することができる。

- 1 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 2 行方不明の場合
- 3 学生または当該学生の学資を主として負担している者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- 4 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の申請期間)

第 19 条 授業料徴収猶予の申請期間は、次の通りとする。

第 1 期分 授業料納付期限まで

第 2 期分 授業料納付期限まで

(徴収猶予の期限)

第 20 条 授業料徴収猶予の期限は、次の通りとする。

第 1 期分 9 月30日まで

第 2 期分 2 月28日まで

(授業料の月割分納)

第 21 条 特別の事由があると認められた場合は、授業料の月割分納を許可することができる。

(月割分納の期限)

第 22 条 授業料月割分納の納期は、毎月10日までとし、3 月分については、前月分と同時に納めるものとする。

(猶予の手続)

第 23 条 徴収猶予の許可を受けようとするものは、申請書に理由書を添え提出期限までに学長に提出するものとする。

(許可の取消)

第 24 条 徴収猶予の許可の決定後、猶予の事由が消滅した場合は、学長は、その許可を取り消すものとする。

(適用除外)

第 26 条 日本育英会の特別貸与奨学生については、休学、死亡、災害等の場合を除き、原則として授業料の免除は行なわない。

II. 宿 舎

(担当・厚生課学寮係)

学 寮

入寮するには、希望者は、厚生課学寮係に入寮願を提出する。願出は、寮に欠員がある場合月 1 回程度選考があり、学長の許可を得て入寮を決定する。本学には現在、2つの寮がある。大きさも性格も違い、それぞれ特徴がある。

名 称	所在地	通学時間
大 山 寮	板橋区仲町	35分
学 内 寮	大学構内	5分

寮は遠く家庭をはなれた学生が共同して生活するところなので、家庭にかわる憩いの場であり、またいろいろの人が集って集団の生活の中に自分の生活を両立させる力を学ぶことができる場でもある。どの寮も自治制度をしき、次の規程によって運営されている。

●学 寮 規 程

本 則 昭和40年 5 月19日 評議会決定

附 則 昭和40年 8 月18日 評議会決定

(目 的)

第 1 条 本規程は、学寮に関する基本的事項を定めるために設ける。

(学 寮)

第 2 条 学寮とは次の 2 寮をいう。

大山寮 東京都板橋区仲町 2 番 1 号

学内寮 東京都文京区大塚 2 丁目 1 番 1 号 (大学構内)

2 学寮には、本学学生中より希望者を入寮させる。(学寮委員会)

第 3 条 学寮に関する事項を審議するため、学寮委員会を設ける。

学寮委員会規程は、別に定める。

(管理運営責任者)

第 4 条 学寮の管理運営は、学生部長をその責任者とし、学寮委員会の協力を得てこれを行なう。

(学寮協議会)

第 5 条 学寮委員会と、学寮自治会との連絡を円滑にするため学寮協議会を設ける。

学寮協議会規程は別に定める。

(学寮生活)

第 6 条 学寮生活は、寮生の総意に基き自治により行なう。

2 学寮自治規約は、所定の議を経て、管理運営責任者が承認する。

(入 寮)

第 7 条 入寮を希望する学生は、所定の手続きにより願ひ出る。

2 入寮許可は、所定の議を経て学長が行なう。

(寄宿料)

第 8 条 寮生は、所定の寄宿料を納めなければならない。

(食費等経費の個人負担)

第 9 条 食費その他寮生の生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

(退 寮)

第 10 条 退寮を希望する寮生は、所定の退寮願を提出する。

2 本学学生の身分を離れたときは、定められた時期までに退寮しなければならない。

休学のときも原則としてこれに準ずる。

3 学寮関係規程に違反したり、疾病その他の理由によ

り共同生活に不適当な者は、学長において所定の議を経て退寮を命ずることがある。

(寮生以外の者の宿泊)

第 11 条 学寮には関係女子職員以外の者の宿泊は、原則として認めない。

(弁 償)

第 12 条 故意又は過失により、学寮の施設等に損害を与えたときは弁償させることがある。

(災害対策)

第 13 条 学寮自治会は、寮務主任と協力して、火災その他災害の予防対策を講じ災害が発生した場合は、全員協力して安全避難その他の措置をとるものとする。

(細則への委任)

第 14 条 本規程の実施に関し、必要な事項は、細則に定める。

(学寮に関する事務)

第 15 条 学寮に関する事務は、学生部厚生課が行なう。

附 則

- 1 この規程は、昭和40年10月31日から施行する。
- 2 昭和30年6月1日施行の学寮規程は、廃止する。
- 3 本規程は細則が施行されるまでの間は、本規程の

運用はなお従前の例による。

(参考) 学 則 (抄)

等 1 条 本学は、広く知識を授け、深く専門の技術を教授、研究し、知的、道徳的および応用的能力を養い、以て社会の諸分野における有為にして、教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与するを目的とする。

第 35 条 寄宿料は、月額 100円(鉄筋コンクリート造の学寮にあっては、月額 300円)とし、毎月その月の20日までに納めなければならない。

第 37 条 一度納めた検定料、入学科、授業料及び寄宿料はどのような場合でもこれを返さない。

第 53 条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学および生活の指導に資する。

寄宿舎に関する規程は、別にこれを定める。

下 宿

厚生課の学寮係に下宿、間貸等の資料があります。これによって適当な室を探して下さい。詳細のとりきめは貸室者と求室者との間でその都度直接話合っています。

場合によっては厚生課が斡旋もしますから係に相談して下さい。

入 (退) 寮 願

No. _____

受付 月日	月日	寮名	寮
----------	----	----	---

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学部 学科 (専攻) 年

本人氏名 印

本 籍

現 住 所

保 証 人

住 所

氏 名 印

() 寮 願

今般下記の事由により () 寮いたたく所定の書類を添えてお願いいたします。

理 由

退 寮の場合退寮後の住所

区 町 丁目 番地 (方)

(電)() 番

12. 食 堂

(担当・厚生課厚生係)

山の上のヘルスセンターの芝生の向うに見えるのがお茶の水女子大学学生食堂です。学生や教職員の厚生施設の一つとして大学が生協に委託し、下記の給食業務を行ない、市価よりも安い価格で需要に応じています。

記

1 食堂の営業時間

午前11時30分から午後6時30分までとする。但し、日曜日及び休日は休業とする。

2 取扱品目

主食、惣菜、うどん類、丼類、ランチ、パン、牛乳、簡単な飲物

3 その他

価格は材料の時価により年中必ずしも一定しないが、市価より1割及至2割程度は安い。食堂の運営は委員会によってなされ、ここに学内の要求はとり上げられて、常に食堂の改善がはかられている。

● 食堂運営委員会規程

第1条 お茶の水女子大学食堂（以下「大学食堂」という。）の施設の適正な管理ならびに食堂における業務の円滑な運営を図るため、お茶の水女子大学食堂運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2条 運営委員会は、次の事項を審議し、その運営に当る。

- 1 食堂の施設に関する事項
- 2 給食業務の管理に関する事項
- 3 販売の用に供しうる食品若しくは添加物の種類及びその価格に関する事項
- 4 食堂の清潔、衛生並びに食品若しくは添加物の衛生に関する事項
- 5 その他食堂の管理運営上必要と認められる事項

第3条 運営委員会は構成する委員は、下表左欄に掲げるものとし、学長がこれを任命し、その任期は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

委 員	任 期
学生部長の職にある者	当該職にある間
学生委員代表 1名	当該職にある間
学寮委員代表 1名	当該職にある間
食物学科教官 2名	1年（4月1日から翌年の3月31日まで）
附属学校代表 1名	1年（4月1日から翌年の3月31日まで）
事務局長の職にある者	当該職にある間
会計課長の職にある者	当該職にある間
学生課長の職にある者	当該職にある間
厚生課長の職にある者	当該職にある間
教職員代表 1名	1年（4月1日から翌年の3月31日まで）
学 生 代 表 3名	6か月

- 2 委員は、任期満了後重任することを妨げない。
- 3 委員が任期中に退任した場合は、退任の日から20日以内に後任の委員を選考しなければならない。但し、その任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 学生代表の委員には、学生自治会、学内寮自治会並

びに大山寮自治会からそれぞれ1名あて推薦された者を充てるものとする。

第4条 運営委員会は、特別の事項を審議するため必要あると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

第5条 運営委員長には、学生部長の職にある者をもってこれに充てる。

第6条 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第7条 運営委員長に事故あるときは、運営委員長が指名した委員が、運営委員長の職務を代理する。

第8条 運営委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

第9条 運営委員会の庶務は、学生部厚生課において処理する。

第10条 この運営委員会規程に定めるもののほか、大学食堂の管理運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この改正規程は、昭和33年6月1日から適用する。

● 食堂使用規定

お茶の水女子大学食堂の使用規定を次のとおり定める。

お茶の水女子大学長

第 1 条 お茶の水女子大学食堂(以下「食堂」という.)は学生、生徒及び教職員に対する給食業務に支障のない限り集会等の使用に供することができる。

第 2 条 食堂を使用しようとするときは、その日の前日までに食堂使用許可願をお茶の水女子大学食堂運営委員会の委員長に提出し、その許可を受けなければならない。

但し、食堂の使用を許可する権限はこれを学生部厚生課長に委任することができる。

第 3 条 食堂の使用することのできるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 お茶の水女子大学の学生及び生徒
- 2 お茶の水女子大学の教職員
- 3 お茶の水女子大学の卒業生
- 4 その他お茶の水女子大学食堂運営委員会の委員長が適当と認めたもの

第 4 条 食堂を使用する者は、その使用に当って、食堂の施設及び備品に損傷を与え、また堂内が不潔にわたらないよう並びに火気の取締りに万全の配慮がなされなければならない。

もし、施設・備品等に損傷を与えた場合は弁償の責任を任じなければならない。

第 5 条 食堂の使用時間は、午後 2 時から午後 7 時までとする。

第 6 条 食堂の使用料は、徴収しない。

第 7 条 食堂を使用する場合は、かならず使用許可証を食堂の管理者に提示し、使用後は、使用済の旨を食堂の管理者に連絡しなければならない。

第 8 条 食堂使用に関する事務は、学生部厚生課で取扱う。

附 則

この規程は、昭和31年6月1日から適用する。

食堂の使用規程細則

第 1 条 お茶の水女子大学食堂使用規程(以下「使用規程」という.)第 1 条に定める集会とは、ゼミナール、課外活動、研究会及び懇談会等多数の本学学生並びに教職員が特定の共同目的を達成するために一定の場所

に会合することをいう。

第 2 条 本学の学生並びに教職員が主催する集会に本学以外の者が参加することはこれを妨げない。

第 3 条 本学の食堂は、特定な政治的目的を有する集会或は大学の信用を傷つけるような集会には使用することができない

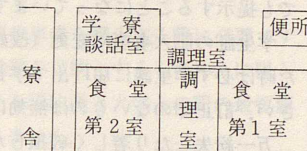
第 4 条 食堂の各室を次のとおり呼称するものとする。

(平画図参照)

(食堂平画図) 北

正画向って右より順に

食堂第 1 室
食堂第 2 室
学寮談話室



第 5 条 学生が食堂を使用しようとするときは、学生課に集会願を提出し、学生部長の許可を得てから厚生課に使用許可願の手続をとるものとする。

2 教職員等が食堂を使用しようとするときは、直接厚生課に所要の手続をとるものとする。

第 6 条 食堂の使用時間は、原則として午後 2 時から午後 7 時までとするも、談話室に限り、午後 9 時まで

使用することができる。

第 7 条 食堂の使用者は、これを他にまた貸しすることはできない。

第 8 条 食堂使用許可書は、次の様式のものを用いるものとする。(様式別紙)

食堂使用申込書 No.	
使用日時	月 日 () 時—時
使用場所及び人員	第 室 名
使用団体又は所属部(科、課)	
使用目的	
上記のとおり使用いたしたく申込みいたします。 昭和 年 月 日	
お茶の水女子大学食堂運営委員会 委員長 殿	
使用責任者部科学年	
氏名	印

食堂使用許可書	
No.	
使用日時	月日() 時—時
使用場所及び人員	第 室 名
使用団体又は所属部(科, 課)	
上記により使用を許可する。 昭和 年 月 日	
殿	
お茶の水女子大学食堂運営委員会 委員長 印	

附 則

この規則は、昭和31年6月1日からこれを適用する。

食堂にはいつも湯茶が用意されておりますし、冬は暖いストーブも入っていますから学生は遠慮なくここで弁当を開いてください。

暖い日には芝生に腰をおろしても食事することができます。

13. 学 生 証

(担当・学生課学生係)

学生証は大学の内外に対してあなた方がお茶の水女子大学の学生であることを証明するものですから、卒業まで常時これを携行してください。学内での図書閲覧、在学証明書、通学証明書等の交付をうける際は学生証の提示が必要です。また鉄道係員などに求められた際は何時でも提示することになっています。

学生証の記入事項に変更(改姓・住所変更等)があった時は必ず学生課に届け出て学長の訂正印をうけてください。訂正印のないものは無効になります。

万一紛失したり著しく破損したりした場合は、ただちに学生課で備付けの用紙に所定事項を記入の上写真を添えて再交付の申請をしてください。

学生証の有効期限は、4年間ですが、留年のため、有効期間が過ぎた場合は、改めて発行しますので、再交付の申請をしてください。卒業、退学等によって学籍を離れたときは、ただちに学生課に返してください。学生証は悪用されることがありますので取扱いに特に注意してください。

14. 通学証明書・学割証

(担当・学生課学生係)

国鉄・私鉄等ではあなた方学生が少しでも経済的負担を軽くし学問に専念できるようにとの観点から、かなり高率の割引を付与しております。したがってあなた方はこの制度の由来をよく認識して、いやしくも乱用・不正使用などにより、せっかくの特典を停止されるようなことのないよう自省してください。

通学証明書

通学証明書は通学定期乗車券を購入する際に必要です。通学定期乗車券は直接通学を目的とするものだけに限られ、学生証に記されている現住所と大学との間の最短距離以外は買うことができません。

下記により発行しますが、発行の日を含めて1か月間有効ですから早めに申請するようにしてください。

(方法) 学生課で備付の用紙(交付申請書)に所定事項を記入の上、学生証を右肩にクリップで止め係のボックスに入れる。

(時間) { ① 10時20分までに申請のものは12時に発行
② 13時10分 " " 15時 "

但し、土曜日は①だけにより発行します。

もし休暇明けにすぐ定期を購入したい場合には、帰省時に用紙を持ち帰り記入の上学生課宛に郵送すればでき次第送ります。(①切手貼付・あて先明記の返信用封筒同封のこと②学生証不要)

その他夏期休暇には特に発行日から2か月以内の都合のよい日に有効開始日を延長することができますから、希望者は交付申請書の学生課への連絡欄に希望使用開始日を明記しておいてください。

B 学割証 (割引率101km. 以上につき2割)

学割は片道101km 以上を旅行するときを使用することができます。発行日の日から3か月間有効です。しかし記名人以外の使用は絶対に許されません。その他学割証裏面の注意事項をよく読んで過誤のないよう十分気をつけてください。

学割証が必要などときには所定の用紙に記入の上係のボックスに入れて申請してください。発行時間は通学証明書と同じです。但し、緊急と認める場合はその限りではありません。

15. 在学証明書

(担当・学生課学生係)

学生課で備付の用紙に所定事項を記入の上、学生証を添付して係のボックスに入れて申請してください。
発行時間は通学証明書と同じです。

16. 休学・退学・他大学への転学

(担当・学生課学生係)

様々の事情で休学・退学・他大学への転学等を希望する場合は、補導委員とよく相談し、手続き等については係に相談してください。

授業料の納入との関係もありますから(90頁参照)早目に相談されるのが望ましいです。

休学・退学の願出様式は次のとおりです。

休学願		No. _____
	学科主任	_____
	補導委員	_____
昭和 年 月 日		
お茶の水女子大学長 殿		
学部	学科	専攻 昭和 年度生
住所	氏名	印
保証人住所	氏名	印
下記の理由で休学いたしたいので保証人連署の上お願いします。		
記		
1. 期日	昭和 年 月 日より	} か月
	昭和 年 月 日まで	
2. 理由		
{	病気の場合は医師の診断書を添付その他の場合は出来るだけ具体的に	_____
}		_____

退学願

No. _____ 学部長印
教授会承認 月 日 _____

学科主任 _____
補導委員 _____

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学部 学科 専攻 昭和 年度生

住所 氏名 印

保証人住所 氏名 印

下記の理由で退学いたしたいので保証人連署の上お願いします。

記

1. 期日 昭和 年 月 日

2. 理由

{ 病気の場合は医師の診断書を添付その他の場合は出来るだけ具体的に } _____

退学・休学に関する手続 (内規)

学則第25条による退学は次に定めるところによる。

- ①退学しようとする学生は補導委員に相談し承認を得てから、学生課にある所定の書式による退学願を補導委員に提出する。
- ②補導委員は提出された願書に、学科主任の了解を経て(補導委員、学科主任捺印)教授会に提出する。(学部長捺印)
- ③学生課は教授会の承認を得た願書に各部局(学生部長、事務局長、学生課長、学部事務長、会計課長、厚生課長、図書館事務長)の認印を得、学長がこれを決裁する。
- ④保証人宛に許可通知書を発送する。

休学は学則第28条に定めるところによる。

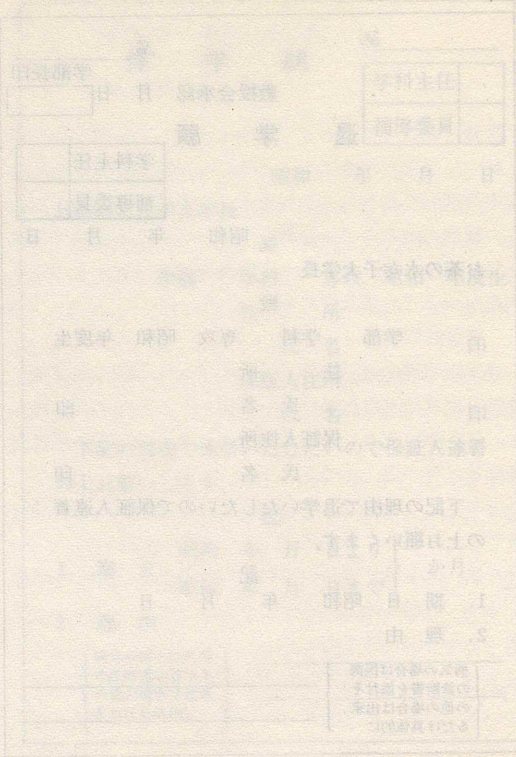
- ①休学しようとする学生は補導委員に相談し承認を得た上で、学生課にある所定の書式による休学願を補導委員に提出する。
- ②補導委員は提出された願書に学科主任の了解を経て(補導委員、学科主任捺印)学生課に事務手続を廻す。

- ③学生課は各部局（学部長，学生部長，事務局長，学生課長，学部事務長，会計課長，厚生課長，図書館事務長）の承認を得，学長がこれを決済する。
- ④保証人宛に許可通知書を発送する。
(註・各学部事務部より教授会に報告する。)

17 身上の異動について

(但当・学生課学生係)

住所の変更，保証人や本籍の変更，その他身上に異動があった時はその都度必ず係に届出てください。特に住所変更届は緊急な連絡を要する時や通学証明書の発行に際して欠くことのできないものですから確実に手続きをしてください。国鉄や私鉄の監査の時末届のため問題となることがありますから注意してください。



18. 諸手続一覧

名 称	取扱係名	期 限	参照頁	名 称	取扱係名	期 限	参照頁
転 課 願	学部事務部	2月末まで	69	保証人変更届	学生課学生係	その都度 直ちに	104
履修カード(届)	"	別に指示	66	代理保証人変更届	"	"	104
履修取消願	"	"	67	改 姓 届	"	"	104
追 試 験 願	"	1週間以内	67	本 籍 変 更 届	"	"	104
卒業(見込)証明書	"	その都度	69	団体設立届(願)	学生課課外活 動係	その都度	76
成 績 証 明 書	"	4 日 前	69	集 会 届 (願)	"	8 日 前	77
休 学 願	学生課学生係	その都度	102	印刷分の配布，販 売署名運動等届出	"	その都度	77
退 学 願	"	"	102	奨 学 生 願 書	厚生課厚生係	掲示の都度	86
復 学 願	"	"	4	就 職 推 薦 書	"	その都度	
転学受験願	"	"	102	アルバイト・求職票	"	"	89
授業料免除申請書	"	前期 4.1-4.30 後期 9.1-9.30 授業料納付 期限まで	92	人 物 証 明 書	"	"	
授業料徴収猶予 (月割分納)申請書	"	"	92	入 寮 願	厚生課学寮係	"	94
学 割 証	"	その都度	101	退 寮 願	"	"	94
通学証明書	"	"	101	下宿・間借等	"	"	95
在学証明書	"	"	102	学資貸付金申込	"	"	88
学 生 証	"	入 学 時	100	相談申込カード	ヘルスセンター	"	84
学生証再交付願	"	その都度	100	志賀高原体育運動 場使用申込書	会計課管材係	"	113
住所変更届	"	その都度 直ちに	104				

VI 教育職員免許状について

(学部履修規程附表)

中学校・高等学校の各教科の免許状を取得したいものは、別掲履修規程によって大学の単位を修得するとき、教職員免許関係法令の定めるところに従い、それぞれの免許状に必要な単位をそれに含めて履修しなければならない。小学校・幼稚園の免許状については、文教育学部教育学科・家政学部児童学科の学生は、その学科の性質上必要な科目単位を比較的修得しやすいが、その他の学科では、低学年次から計画的に単位を修得するのでなければ、免許状は取得しにくい。

教育職員（小学校、中学校、高等学校又は幼稚園等の教諭、助教諭及び講師）の免許に関する基準は、「教育職員免許法」「同法施行規則」等に定められている。その大要は次のとおりである。

- A 昭和45年度入学生からは全面的に現行法の適用を受けることになった。
- B 免許状に必要な一般教育科目の単位および教科に関する専門科目の単位は、卒業（学士号取得）のために必要な履修科目及び単位の範囲内で修得できる場合が多い。
- C 教職に関する専門科目は、ある程度特殊なものであるが、その単位は、自由選択科目の範囲内で修得

できる。

D すべて免許状に関することは、学部事務部に問い合わせられたい。

1 免許状の種類及びその所要資格

- 1 免許状を大別すると、普通免許状（教諭）及び臨時免許状（助教諭）とし、次の8種に分ける。
I 小学校 II 中学校 III 高等学校 IV 養護 V 盲学校 VI ろう学校 VII 養護学校 VIII 幼稚園
- 2 幼小中高の各免許状の所要資格は第1表に示す。
- 3 中学校及び高等学校の免許状は第3表の(2)教科に分けて示す。

2 基礎資格及び最低必要単位数

第1表

区分	基礎資格	最低必要単位数				
		一般	専門教育科目			
			教科	教職	計	
高等学校教諭	一級	イ、修士の学位 ロ、専攻科又は文部大臣の指定する課程に1年以上在学、30単位以上	36 甲62 乙52	14	154	
	二級	学士の称号	36 甲40 乙32	14	124	
中学校教諭	一級	学士の称号	36 甲40 乙32	14		
	二級	2年以上在学、62単位（内2単位は体育）以上	18 甲20 乙16	10	62	
小学校教諭	一級	学士の称号	36	16	32	124
	二級	2年以上在学、62単位（内2単位は体育）以上	18	8	22	62
幼稚園教諭	一級	学士の称号	36	16	28	124
	二級	2年以上在学、62単位（内2単位は体育）以上	18	8	18	62

備考 教科の「甲」とは社会・理科及び家庭等「乙」とは国語・数学・音楽・保健体育・保健及び外国語の免許状を取得する場合をいう。

3 第 1 表に示す最低必要単位数

A 一般教育科目 第 2 表

区 分	小学校、中 学校又は幼 稚園の 1 級 および高等 学校教諭免 許状	最低 修得 単位 数	小学校、中 学校、幼稚 園の 2 級教 諭免許状	最低 修得 単位 数
人文科学	小・中は、 倫学・哲 学・宗教の 中何れか一 科目の 2 単 位を含む		(同 左)	
自然科学				
社会科学	(日本国憲 法 2 単位を 含む)		(同 左)	
計		36		18

一般教育科目の単位の履習方法については昭和46年度から人文・社会・自然の三分野にわたって上記の単位を修得すればよいことになったが、何れか特定分野に著しく偏らないこと、又基礎科目の12単位までは一般

教育の単位とすることができる。

又、この表の倫理学・哲学・宗教及び日本国憲法を教科に関する専門科目で履修した場合は、2単位を限り、倫理学・哲学・宗教は人文科学分野の他の科目で、日本国憲法は社会科学分野の他の科目で代替することができる。(この場合免許法では上記のとおりであるが、卒業要件に関する規定も同時に充たすことが必要である。)

B 教科に関する専門教育科目

(中学校及び高等学校)

第 3 表の(1)

(小学校及び幼稚園) 第 3 表の(1)

区 分	小学校の教科に関する専門教育科目								最低 修得 単位 数	区分	教科に関する専門教育科目	最低必要 単位数
	国 語	社 会	算 数	理 科	家 庭	※ 音 楽	※ 図 工 画 作	※ 体 育				
小一 学級 校	2	2	2	2	2	2	2	2	16	国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む) 国文学(国文学史を含む) (中)漢文学 (高)書通(書写を中心とする) 漢文学	6又は4 8又は6 4又は2 4又は2 6又は4 計 16
教二 論級	6教科以上について、それぞれ2単位以上ただし「6教科以上」には※印3教科中、2教科(それぞれ2単位)以上を含むこと								8	社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む) 「法律学」政治学 「社会学」経済学 (中)「哲学、倫理学、宗教学」 (高)「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	6 6 2 2 4 4 計 20
幼一 稚園	4教科以上について、それぞれ2単位以上ただし「4教科以上」には※印3教科中、1教科(2単位)以上を含むこと								16	数学	代数学 (中)幾何学 解析学 統計学 測量	4 4 4 2 2 計 16
教二 論級	※印3教科についてそれぞれ4単位以上を含むこと								8	理科	代数学 (高)幾何学 解析学 「統計学、測量」	6又は4 6又は4 6又は4 2 計 16
教二 論級	※印3教科についてそれぞれ2単位以上を含むこと								8	理科	物理学(実験を含む) (中)化学 生物学 地学(")	5 5 5 5 計 20

	(高)	物理学 化学 生物学 地学 物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験	4 4 4 4 4 計 20
音楽		ソルフェージュ 声楽(合唱を含む) 器楽(合奏を含む) 指揮法 音楽理論及び音楽史	2 6又は4 6又は4 2 2 計 16
保健	(中)	体育実技 体育原理、体育管理 生理学(運動生理学を含む) 衛生学及び公衆衛生学(疾 病の予防及び看護法を含む)	4 4 2 2 4 計 16
体育	(高)	体育実技 体育原理、体育管理 生理学(運動生理学、病理 学及び解剖学を含む) 「学校保健、衛生学」	4 4 4 計 16
保健	(中)	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(疾病の予防及び 看護法を含む)	6 4 6 計 16
保健	(高)	「生理学、病理学、細菌学、 栄養学」 衛生学(公衆衛生学、救急 処置及び看護法を含む) 学校保健	6 6 4 計 16

(高) 「食品学、栄養学」
「被服学、衣科学」
「家庭管理、住居学、家族関係」
「育児、家庭管理学」
「調理実習、衣服実習」

家庭 (中) 食品学、栄養学、及び調理実習
被服学、衣科学、及び衣服実習
住居学、(製図及び家庭工作を
含む)
育児(家庭看護を含む)
「家庭経営、家族関係」
家庭機会及び家庭電気

英語 英語学
英文学
英会話及び英作文

中国語 中国語学
中国文学
中国語会話及び作文

備考 本表にあげる科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。これに関する規程は別に定める。

2 第1表に示す教科に関する専門科目の単位は本表に規定するもののほかは大学の加える専門科目について修得し、第1表に示された単位数以上にならなければならない。

3 本表の「 」内の2以上の科目は専門科目郡と称し、その「 」内の専門科目1以上にわたって修得するものとする。

4 最低必要単位の「6又は4」とは「6又は4以上」の意で5でもよい。

5 専門科目中(中)は中学校、(高)は高等学校の免許状に必要な専門科目を示す。

6 第3表の(1)教科に関する専門科目(小学校及び幼稚園)の履修について

A 音楽、図画・工作及び体育に関する専門科目の履修は教育学科音楽教育学専攻又は体育学専攻その他別に指定する科目中から選択すること。

B 国語、社会及び家庭に関する専門科目の履修は文教育学部又は家政学部の専攻科目及び共通科目中から選択する。

C 算数に関する専門科目の履修は基礎数学I II及び数学科の低学年次の科目中から選択する。

D 理科に関する専門科目の履修は、基礎物理学、基礎科学、基礎動物学、基礎植物学及び理化学部共通科目ならびに地理学科、物理学科、

化学科、生物学科、食物学科、被服学科の理
科系の専攻科目中から指定する科目を履修す
ること。

C 教職に関する専門科目

区 分	小学校 教 諭		中学校 教 諭		高等学 校教諭		幼稚園 教 諭	
	1級	2級	1級 普通	2級 普通	1級 普通	2級 普通	1級	2級
教育原理	4	2	3(2)	2(2)	3(2)	3(2)	4	2
「教育心理学」 「青年心理学」			3(2)	2(2)	3(2)	3(2)		
「教育心理学」 「児童心理学」	4	2					4	2
教科教育法			3(2)	2(1)	3(2)	3(2)		
教育実習	4	4	2(1)	2	2(1)	2(1)	4	4
道徳教育の研究	2	1	2	1				
教材研究	16	12						
保育内容の研究							12	8

備考 1 第1表に規定する教職に関する専門科目の単位は、本表に規定するもののほか、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、社会教育そ

の他大学の加える教職に関する専門科目を修得し、単位数をみたまのとする。

- 2 次に掲げる教科は当分の間「教職に関する専門科目」の単位数の半数まで、その「教科に関する専門科目」の単位数をもって代えることができる。

音楽「中学校」および「高等学校」のみ
理科、数学「高等学校のみ
本表の）（内の数字はその適用を受ける場合の最低必要単位数である。

なお「数学」及び「理科」については、この規定は新旧法にかかわらず在学学生及び卒業生にも適用できる。

- 3 小学校又は幼稚園の場合の教育原理、教育心理学、児童心理学及び教育実習は、小学校及び幼稚園の教育を中心とし、中学校又は高等学校の場合の教育心理学、青年心理学、教育心理学、教科教育法及び教育実習は、中学校及び高等学校の教育を中心とするものとする。道徳教育の研究についてもそれぞれの学校の教育を中心とするものでなければならない。
- 4 小学校又は幼稚園の場合の教育原理、教育心

理学又は教育実習の単位は、それぞれ2単位まで中学校又は高等学校の場合の相当科目の単位をもってあてることができる。

- 5 中学校又は高等学校の場合の教育原理、教育心理学の単位はそれぞれ2単位まで、教育実習は1単位まで、小学校又は幼稚園の場合の相当科目の単位をもってあてることができる。
- 6 教材研究の単位は、小学校教諭1級免許状については8教科についてそれぞれ2単位以上、2級免許状については6以上の教科（音楽、図画・工作及び体育のうち2以上を含む）についてそれぞれ2単位以上修得する。
- 7 教科教育法は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
- 8 保育内容の研究の単位の半数までは教材研究の単位をもってあてることができる。

附

家政学部児童学科学生は昭和38年度入学生から在学期間中に所定の単位を取得することによって卒業と同時に保母資格が得られる。

VII 志賀高原体育運動場施設

所在地 長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
電話 湯田中 (02693) 4-2507

収容人員 約60名

利用者 本学学生、生徒および教職員、卒業生

申込先 会計課管財係

交通 上野—長野（国鉄、信越本線）

急行で約3時間30分

長野—湯田中（長野電鉄）急行で40分

湯田中—蓮池（バス） 約55分

蓮池—発哺温泉（ケーブル） 7分

湯田中—発哺温泉（バス）1時間10分

なお上野から湯田中までの直通急行があります。（約4時間10分）

その他 1 施設は体育実習および附属学校の林間学校として使用されていますが、支障のない限り、いつでも利用できます。

2 使用許可証がないと宿泊はできません。

志賀高原は、標高1,500～2,000mで眼下に信州五岳（飯綱、妙高、戸隠、黒姫、斑尾）が開け、遠く北アルプスを望み、春夏秋冬を通じて周囲の環境は素晴らしく、心身の健康にどれほどプラスするか計り知れません。また温泉の設備があり、いつでも入浴するこ

とができます。

なお、冬期は大スキー場として有名で、変化にとんだゲレンデが多数あり、初心者から上級者まで楽しめます。

詳細については、会計課管財係にお問合せください。

志賀高原体育運動場使用料

使用料	単 位	料 金	
		学 内	学 外
使 用 料	1人1日に付		50
維 持 費	同 上	100	150
入 浴 料	同 上	40	40
燃 料 費	同 上	25	25
暖 房 費	同 上	75	75

暖房費は5月1日より9月30日までの間は徴収しない。

附 1 校歌・学生歌

校 歌

みがかずば	玉も鏡も	2. かげろうもえる	グラウンドに
	なにかせん	雲の影さす	晴れた日は
学びの道も		草に休んで	友だちと
かくこそありけれ		心ひらいて	語ろうよ
		若いみんなの	感激は
		高く大きく	湧きたてと

緑 萌 え 立 つ

(昭和32年度制定)

1. 緑萌え立つ	並木道	3. 葉うら静まる	中庭に
日はかがやいて	すがしい朝	茶の花におう	夕月夜
風に呼びかけ	友だちと	篝火 <small>かがり</small> に集う	友だちと
声を合せて	歌おうよ	手をとり合って	踊ろうよ
若いみんなの	あこがれは	若いみんなの	喜びは
力いっぱい	はばたけと	燃えて未来に	とどろけと

小田島 史枝

校歌

み が か ず ば た ま も か が み も ー
 な に か せ ん ま な び の み ち も
 か く こ そ あ り ー け ー ー れ

(註) 斉唱の場合は、ニ長調あるいはハ長調で歌う

緑萌え立つ

小田島史枝 作詞
千葉迪子 作曲

mf
 1. み どり も え た つ な み きん み ち、
 2. かは げ ろ ろ う も え る な グ ラ ン に ド わ に、
 3. は う ら し ず ま る な か に わ に、
 ひ は か が や い て す が し い あ さ、
 く は の か な げ さ す は ー し た ひ き さ、
 ち ゃ の は な に お う ゆ ー れ つ み き よ、
mp
 か く ぜ に に や び かん け と も だ ち と、
 か が に り や に び すと け と も だ ち と、

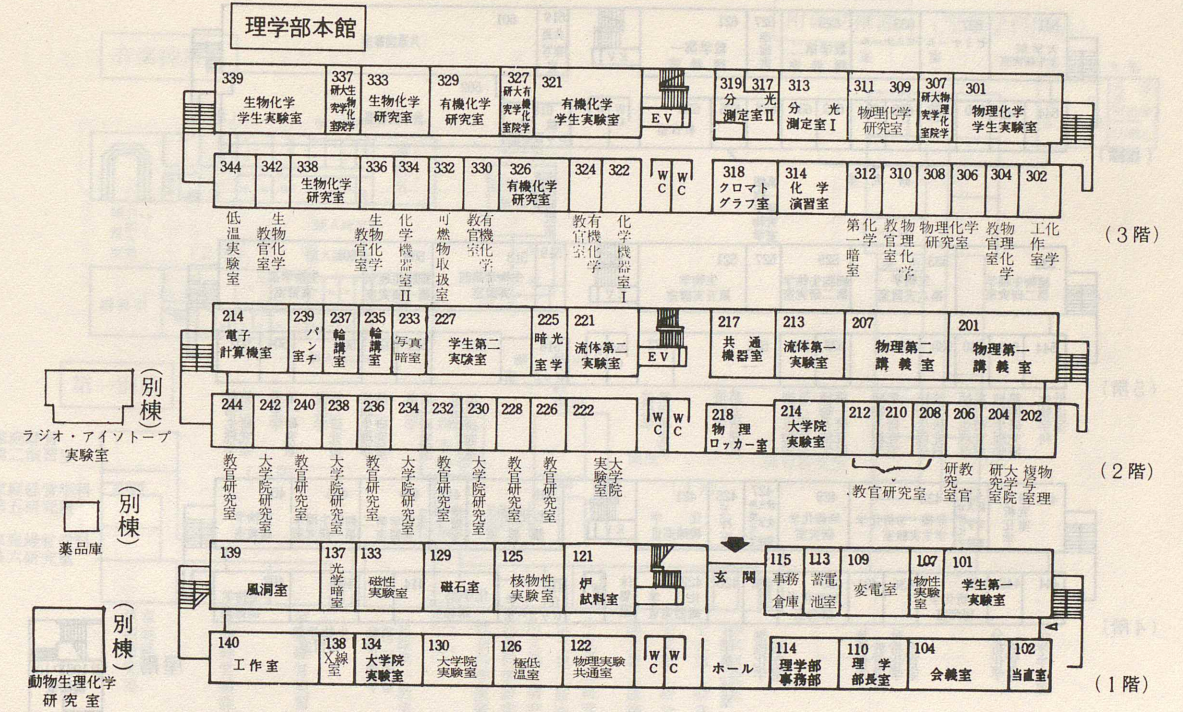
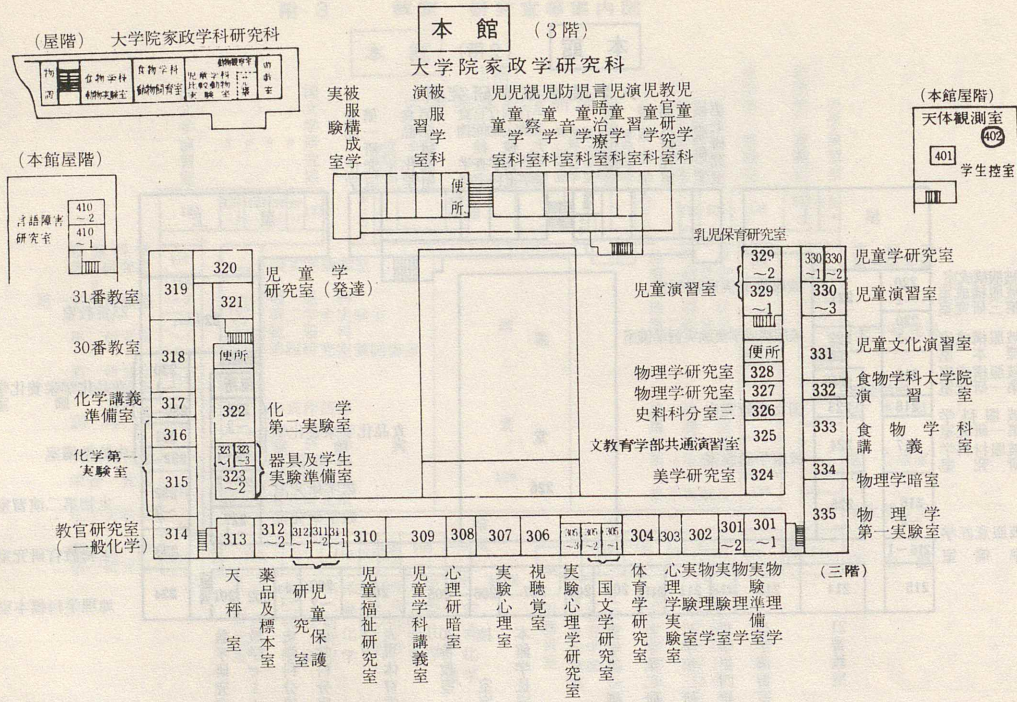
こ え を あ わ せ て う た お う よ わ か い
 こ こ ろ ひ ら い て か た ろ う よ わ か い
 て を と り あ つ て お ど ろ う よ わ か い

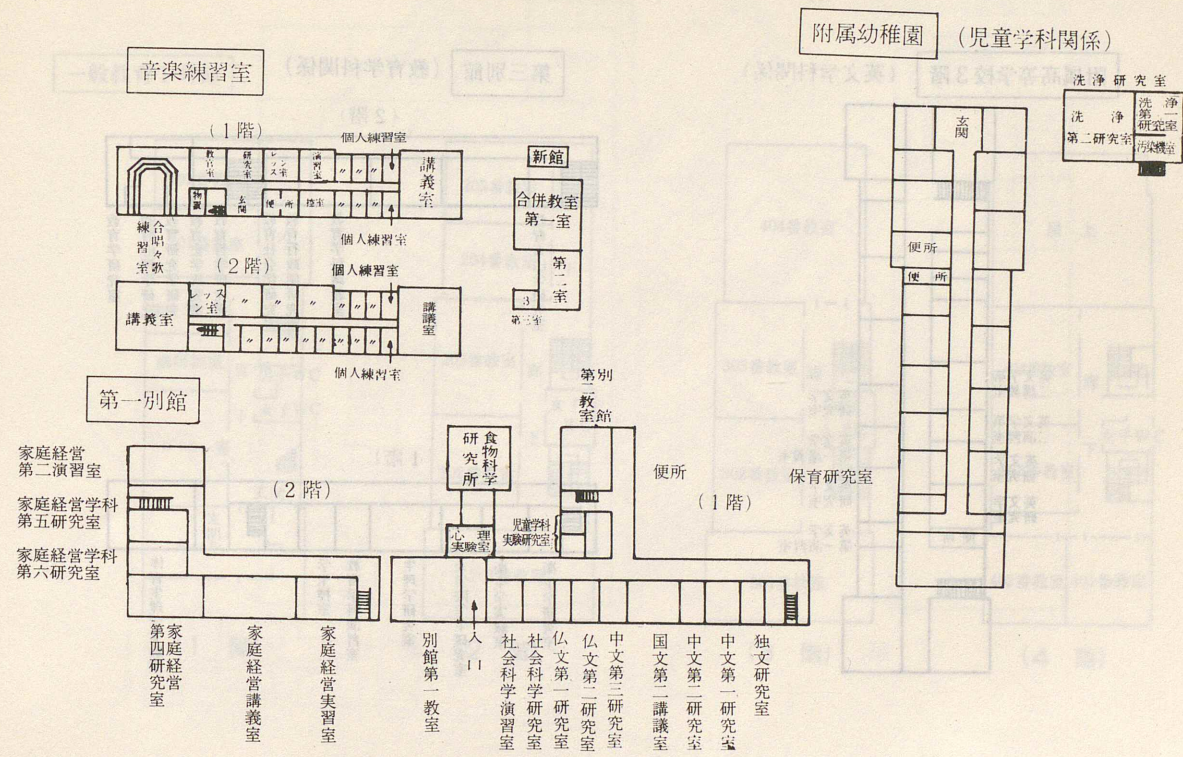
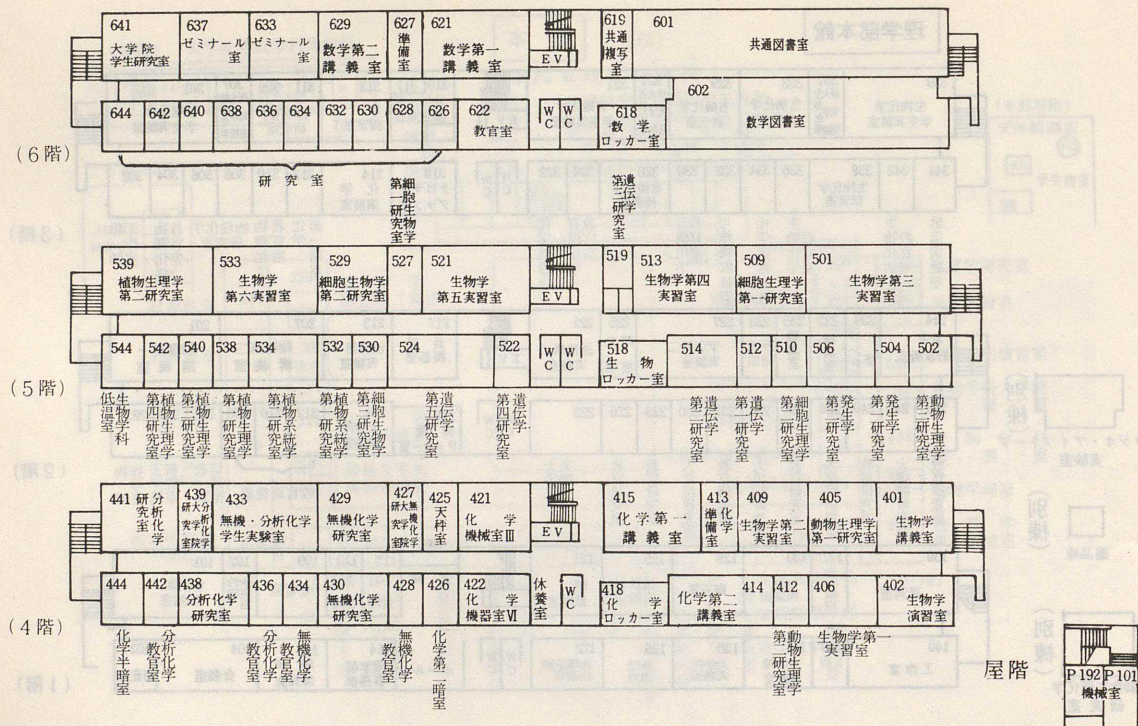
み ん な の あ こ が れ き は、 ち か ら
 み ん な の あ か ん げ き は、 た か く
 み ん な の よ ろ こ び は、 も え て

い っ ぱ い く は ば た け と 一。
 お 一 き く は わ ば た け と 一。
 み ら い に と ど た る け と 一。

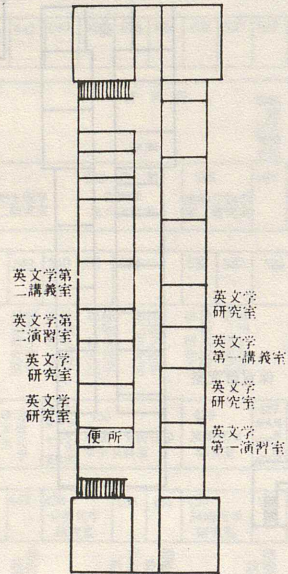
附2 大学主要建物・施設

区 分	名 称	構 造	所 在 地
大 学	本 館	鉄筋コンクリート造 3階建	文京区大塚2丁目1番1号
	文教育学部本館	” 8階建	”
	一般教育1号館	” 4階建	”
	理学部本館	” 6階建	”
	家政学研究科	” 3階建	”
	講 堂	” 2階建	”
	図 書 館	” 2階建	”
	書 庫	” 3階建	”
	食物化学研究所	” 3階建	”
	学生会館	” 2階建	”
	体育館	鉄骨造 2階建	”
	第一別館	木造 2階建	”
	第3別館	”	”
	新 館	木造平家建	”
	ヘルスセンター	”	”
	理学部附属 臨海実験所	実験棟 鉄筋コンクリート造平家建 宿 泊 棟 ” 2階建	千葉県館山市香字長通11番
学 寮	大 山 寮	鉄筋コンクリート造 4階建	板橋区仲町2番1号
	学 内 寮	木造 2階建	文京区大塚2丁目1番1号
附属高等学校	鉄筋コンクリート造 3階建	”	
” ” 中学校	” 3階建	”	
” ” 小学校	” 2階建	”	
” ” 幼稚園	” 平家建	”	
東村山郊外園	木造 2階建	東村山市萩山町2丁目2697	
志賀高原体育運動場	管 理 棟	鉄筋コンクリート造 3階建	長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
	宿 泊 棟	” 3階建	”

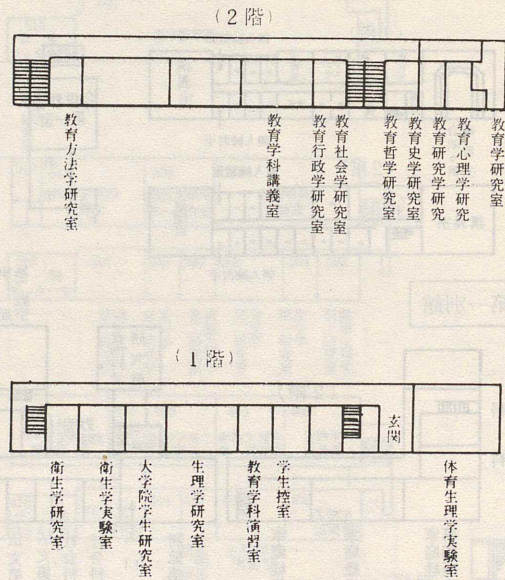




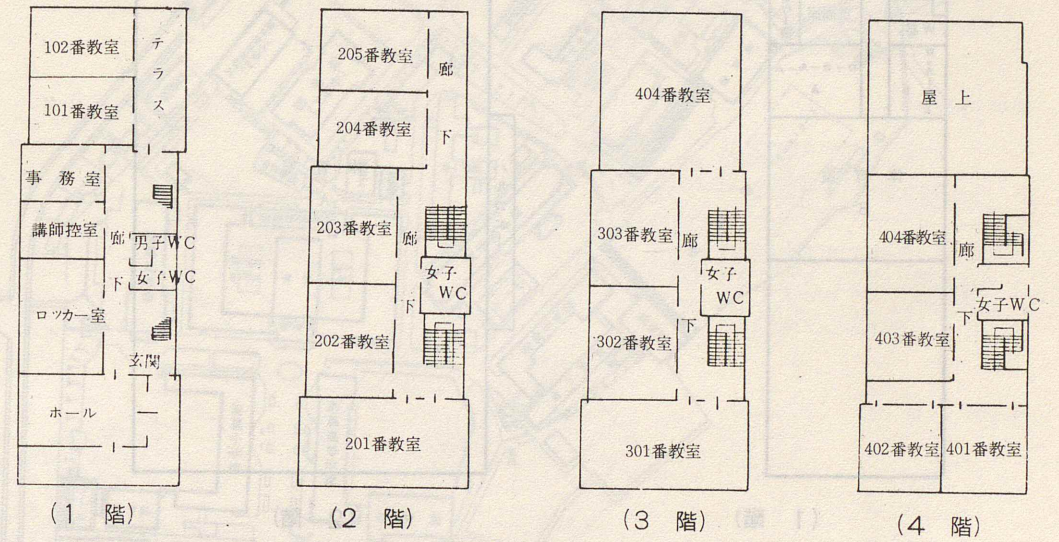
附属高等学校3階 (英文学科関係)



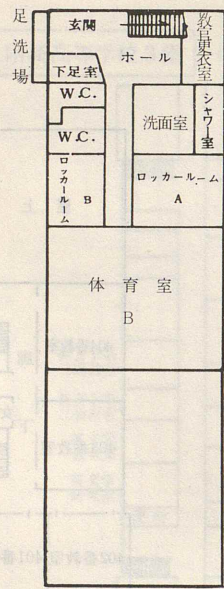
第三別館 (教育学科関係)



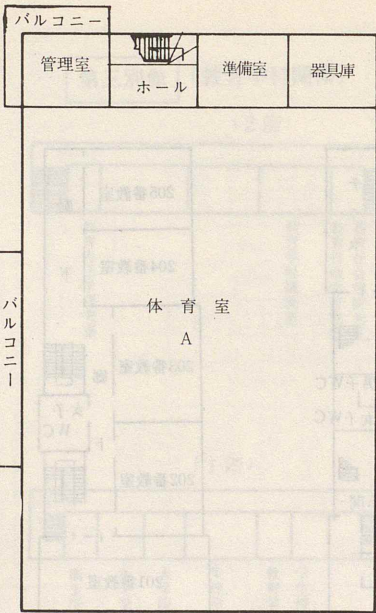
一般教育1号館



体育館

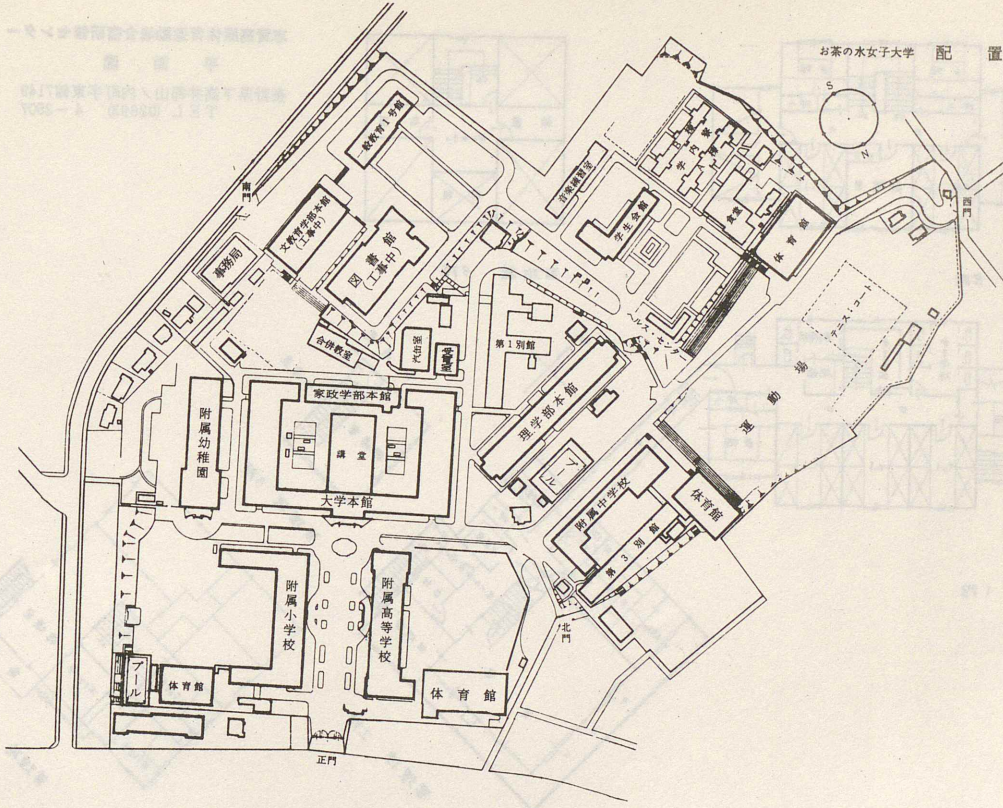


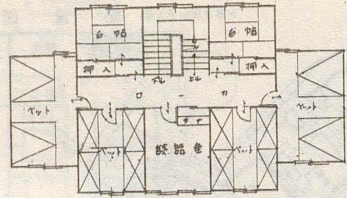
(1 階)



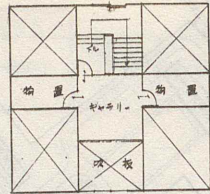
(2 階)

お茶の水女子大学 配置図





宿舎棟 2階

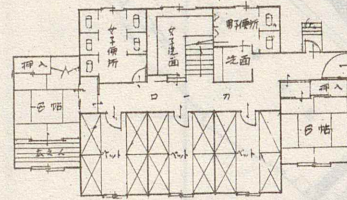


宿舎棟 3階

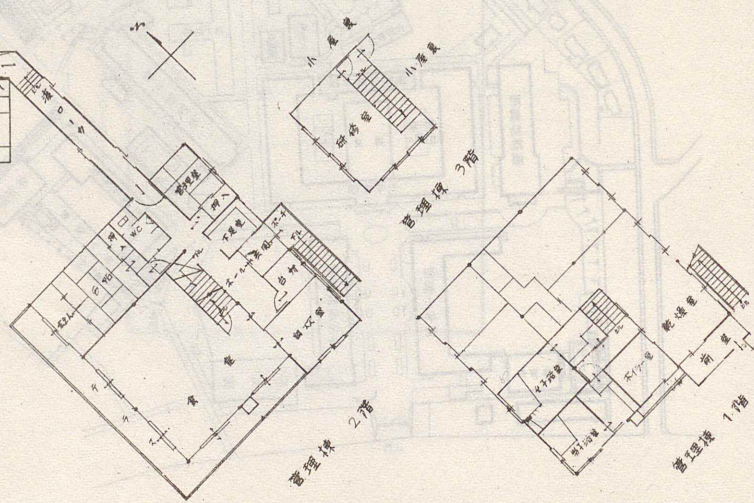
志賀高原体育運動場合宿研修センター

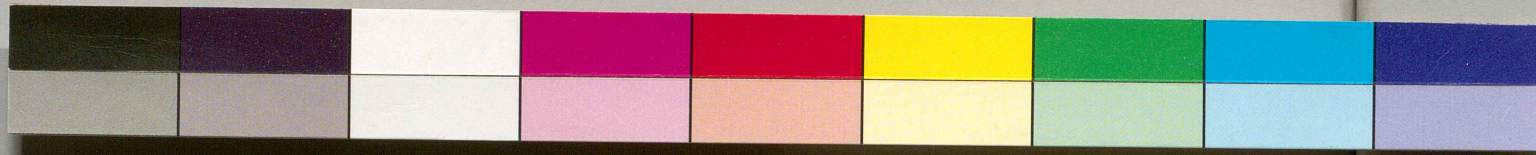
平面図

長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
TEL (02693) 4-2507



宿舎棟 1階





|||| お茶の水女子大学

|||| 東京都文京区大塚2丁目1番1号

|||| 電話 (943) 3151大代表

|||| 学内寮 (945) 0045・0046

|||| 大山寮 (958) 0131~0134